

兵庫県 県政改革方針 令和6年度 実施計画

令和6年3月

兵庫県

目 次

はじめに	3
I 財政運営	
1 行政施策	4
(1) 事務事業	4
(2) 投資事業	15
(3) 公的施設等	24
(4) 試験研究機関	28
(5) 県営住宅事業	30
(6) 教育施策（教育委員会所管）	33
2 収入の確保	36
(1) 県税	36
(2) 課税自主権	38
(3) 諸収入	42
(4) 資金管理	45
(5) 債権管理	46
(6) 県有資産の活用	47
3 公営企業、公社等の運営	52
(1) 企業庁	52
(2) 病院局	54
(3) 流域下水道事業	56
(4) 公社等	57
(5) 兵庫県公立大学法人	59
II 行政運営	
1 組織	62
(1) 本庁	62
(2) 地方機関	63
(3) 教育委員会	65
(4) 警察	66
(5) その他行政委員会等	67
2 職員	68
(1) 定員	68
(2) 給与	70
3 新しい働き方の推進	72
4 人材育成	75
5 地方分権への取組	78
III ひょうご事業改善レビューの実施	81

はじめに

この実施計画は、県政改革の推進に関する条例第4条に基づき、同条例第2条に規定する県政改革方針の令和6年度における具体的な取組内容を取りまとめたものである。

1 行政施策

(1) 事務事業

[県政改革方針]

① 一般事業費

限られた財源で最大の効果が得られるよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドなど、「選択と集中」を徹底し、効率的・効果的に施設の維持管理や各種事業を推進する。

② 政策的経費

時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担等の視点を踏まえた見直しを徹底しつつ、各種事業を推進する。

見直しに当たっては、単に廃止・縮減するだけではなく、政策課題に対する新たな事業化の検討にも努める。

[見直しの視点]

ア 時代の変化、国の制度改正、地方財政措置、他の地方公共団体の事業実施水準、事業実績等を踏まえた事業内容の見直し

イ 市町への権限移譲や地財措置の状況、県補助の先導性の低下等を踏まえた県と市町の役割の明確化

ウ 民間活動分野の拡大等を踏まえた民間等との役割の明確化

エ 受益者負担の適正化等給付と負担の適正化

オ オンライン・ペーパーレス化の徹底など、ICTを活用した行政のデジタル化の推進

カ 事務事業評価の活用による事業コストや成果の検証、民間活力の活用等を通じた効率的な事業の推進

キ 国庫補助金等特定財源や自主財源の確保 等

③ 新規施策の展開

社会の変化を捉えつつ、県民と描く兵庫のビジョンのもと、地域創生戦略をはじめ各分野計画の具体化を図り、コロナからの創造的復興をめざし躍動する兵庫の実現にむけた施策を積極的に展開する。

④ 事務事業数

スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業数の見直しを行う。

⑤ 社会保障関係費

ア 社会保障関係費について、国の制度改正や本県の実情等を踏まえつつ、適切に事業を推進する。

イ 今後の社会保障関係費の増加に見合った地方の財源が確保されるよう、地方一般財源総額の充実・強化等を国に対し積極的に要請する。

(具体的な取組内容 (令和6年度))

毎年度の重点政策枠の設定と一般事業枠への組換など、部長等のマネジメントにより一層の事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、躍動する兵庫の実現の具体化・加速化をさせる施策に重点的に取り組む。

また、「ひょうご事業改善レビュー2022」の外部委員会の意見等を踏まえ、効果的な施策展開のためのブラッシュアップなど、事業の改善を図る。

ア 県政の重点施策

(7) 若者・Z世代が輝く兵庫

区 分	主な取組
「学びやすい兵庫」の実現	<ul style="list-style-type: none">・兵庫の若者が、学費負担への不安なく、希望する教育を受けることができるよう高等教育への支援を先駆的に実施・本県独自の奨学金返済支援制度・授業料軽減を拡充・兵庫への誇りを礎に、探究心とチャレンジ精神をもって日本の未来を切り拓くグローバルリーダーとして活躍する人材を育成・質の高い教育環境を整備することで学校への愛着を形成し、シビックプライドを醸成
「子どもを産み育てやすい兵庫」の実現	<ul style="list-style-type: none">・子どもを産み育てたいと願う方たちが、安心して不妊治療が受けられる体制を整備・子育て支援の充実・課題を抱えるこども・若者も安心して暮らせる環境づくりを推進
「住みやすい兵庫」の実現	<ul style="list-style-type: none">・通勤・買物等の生活利便性が高く、良質な住宅と暮らしやすい住環境を確保することで、子育て世帯の転入・定住を図り、地域コミュニティを活性化
「働きやすい兵庫」の実現	<ul style="list-style-type: none">・生産年齢人口が減少する中、コロナ後の人流回復で、製造や観光の現場等で人手不足が深刻化している社会経済情勢を踏まえ、現場の課題に即した対策を実施・多様な働き方の推進

(イ) 活躍の場が広がる兵庫

区 分	主な取組
2025 大阪・関西万博に向けた取組の加速	<ul style="list-style-type: none">・「県民が参加する万博」を実現するため、令和6年度は仕上げの1年として取組を加速化
万博を見据えた観光施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・年齢や障害の有無等に関わらず、誰もが旅行を楽しめる兵庫を目指し、ユニバーサルツーリズム (UT) を推進
スポーツ・芸術文化の振興	<ul style="list-style-type: none">・ゴルフ場でのふるさと寄附で割引を受けられるシステムを導入し、寄附金を財源に子ども向けスポーツ教室等を開催・リアルとデジタルの両面で芸術文化作品等の発表の場を新たに創出
交流・発展を支える社会基盤の充実・強化	<ul style="list-style-type: none">・県の大交流圏を支える高規格道路ネットワークの早期整備を推進

次世代産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携で、播磨臨海地域でのカーボンニュートラルポート形成を推進 ・大阪・関西万博を契機とした空飛ぶクルマの社会実装を目指し、事業者の実証実験等を支援
地域に根ざした産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業によるSDGsの取組促進及び既認証企業へのインセンティブを強化 ・スタートアップによる地域課題解決を促進
持続可能な農林水産業の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業を実践する担い手育成と有機農産物の出口対策に取り組み、環境創造型農業を推進 ・持続性のある農林水産の実現のため、地域に人を呼び込む取組の拡大を支援
循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現と地域経済の活性化の両立に向けた取組を支援

(ウ) 安全安心に包まれる兵庫

区分	主な取組
誰もが安心して暮らせる兵庫づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が生き生きと暮らせる環境整備を推進 ・地域の安全安心を支える体制を強化 ・これまで生きづらさを抱えてこられた方々に手を差し伸べ、誰も取り残さない社会の実現に向けた取組を強化
暮らしを支える基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の時間外労働時間規制を踏まえ、医師の働き方改革の取組を強化 ・コロナ禍における課題を踏まえ、新興感染症発生時の体制を強化 ・兵庫の経験と教訓を内外に発信し、創造的復興の理念を継承 ・南海トラフ地震や頻発する風水害に備える強靱な県土を構築 ・安全安心な日常の維持管理の強化

(エ) 県政改革の推進

主な取組	
県政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「生産性の向上」と職員の「働きがいの向上」の両立を図る新しい働き方を推進 ・県庁1号館、2号館、別館及び西館に配置している部局を、3号館、生田庁舎、公館及び職員会館に移転のうえ、移転後に同庁舎を解体 ・新たな寄附獲得に向け、より魅力的な返礼品の拡充や積極的な営業活動等を実施
親しみやすい情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県の魅力や県政情報について、発信力の強化を図るため、一般県民や学生の参画を得て県民目線での情報発信を行う体制を構築

(オ) 令和6年能登半島地震への対応

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ、本県の災害対策の強化を検討 ・阪神・淡路大震災の経験や教訓、これまでの被災地支援のノウハウを活かし、被災地のニーズに寄り添った支援を引き続き実施

イ 予算要求枠

(7) 一般事業枠

- ・令和6年度の予算要求枠は、部長等のマネジメントのもと、より有効な新たな事業内容や手法への見直しを図る、ビルドを重視した行財政運営の取組を促進する観点から、次のとおり設定
- ・予算要求枠内で、「選択と集中」を基本とし、限られた財源で最大の効果が得られるよう施策のスクラップ・アンド・ビルドを徹底

[予算要求枠]

- ① 施設維持費：令和5年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内
 - ② 経常的経費：令和5年度当初予算充当一般財源額の85%の範囲内
 - ③ 政策的経費：令和5年度当初予算充当一般財源額の85%の範囲内
 - ④ 指定経費：令和5年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内
- ※なお、削減額を新規枠（部長マネジメント分）の財源として活用

(4) 重点政策枠

a 若者・Z世代応援パッケージ枠

少子化・人口減少対策として、これから結婚・子育てをしていく若い世代への支援として、実施する以下の柱に基づき実施する事業

- ・ 学びやすい兵庫（高等教育の負担軽減、県立高校支援の充実）
- ・ 子どもを産み育てやすい兵庫（不妊治療支援の強化、不登校児童生徒支援員の配置）
- ・ 住みやすい兵庫（子育て世帯が暮らしやすい住まいや住環境の確保）
- ・ 働きやすい兵庫（兵庫型奨学金返済支援制度の拡充、若者向け起業支援・企業誘致の強化、新しい働き方や女性活躍の推進、理工系人材の獲得支援）

b 大阪・関西万博開催に向けた取組推進枠

テーマウィークの設定による魅力発信や機運醸成、「子どもの夢」プロジェクト、フィールドパビリオンの展開など、大阪・関西万博開催に向けて取り組む新規・拡充事業
(配分額：5億円)

c 兵庫サステナブル事業枠

企業版ふるさと納税を原資に積み立てた「持続可能な兵庫づくり基金」を活用し、カーボンニュートラルシティの実現、中小企業を中心とした県内企業の脱炭素化支援など、社会的課題の解決と持続可能な社会づくりの両立を加速させるために取り組む事業

d 新規枠（部長マネジメント分）

ポストコロナ時代に相応しい産業構造への転換、安全安心社会の先導、未来を創る人づくり、個性を磨く地域づくりなど、躍動する兵庫の実現に資する新規・拡充事業
(配分額：10億円)

e 行革見直し効果枠

県政改革方針における事務事業見直しの歳出削減効果額（一般財源ベース）を全額配分

ウ 成果を重視した施策立案手法の導入

- ・データ等の合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)を原則とし、新規施策の立案にあたっては、成果指標、目標、終期、継続基準を設定
- ・また、目標を達成するなど一定の条件を満たした場合や、目標を達成する見込がない場合には事業を終了させるといった「廃止・見直し基準」を設定

【主な取組の工程表 (R6～R8)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○ビルドを重視した行 財政運営の推進		スクラップ・アンド・ビルドを徹底し より有効な新たな事業内容や手法への見直し	→
○成果を重視した施策 立案手法の導入		効果的な施策展開のためのブラッシュアップを図る	→

(1) 事務事業（見直し事業）

令和4年度に実施した事務事業の見直しにおいて、令和5年度以降に事業のあり方等を検討することとした5事業について、以下の方向性による施策展開を検討（※詳細は個票参照）

事業名		見直しの方向性 (R4年度時点)	今後の予定
1	こどもの冒険ひろば事業	ひろばの自立的な運営を目指し、県としての支援のあり方を見直す	助成金や協賛金の獲得等を促し、自立運営できる体制の構築を推進し、段階的に補助金事業を縮小
2	地域経済活性化支援事業	令和3年度経済センサスの結果を踏まえ、設置定数のあり方等を検討	コロナ禍後の原材料価格高騰や人手不足等により、厳しい経営環境に置かれている中小企業の経営・財務状況が回復するまでの当面の間は現行定数を維持
3	バス対策費補助	国庫補助制度の動向も踏まえ、国庫協調補助の県市町間での負担割合を見直し	<ul style="list-style-type: none">・国庫補助要件の緩和が令和6年度まで延長されたことを踏まえ、令和7年度を目途に見直しを検討・令和6年度に検討会を設置し、ライドシェアの検討等の国の動きも踏まえつつ、地域の実情に即した地域公共交通のあり方を検討・バス運転手人材確保施策等について、令和6年度に先行的に実施
4	市街地再開発事業	市街地の課題に対応するため、空き家・空き店舗対策として空家活用特区内での支援や、老朽化マンション建替への支援を検討	神戸市内において、今後県政改革期間内に国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業について、補助の方針を取りまとめ、県費による補助のあり方を検討
5	神戸マラソン開催費	国内外への震災復興の発信など一定の成果を収めたことから、県支援のあり方を見直し	神戸マラソン将来構想検討委員会の提言等を踏まえ、神戸マラソンの在り方を引き続き見直し（令和6年度は現行どおり開催を支援）

1 行政施策	(1) 事務事業	1	こどもの冒険ひろば事業
		予算（うち一般財源）	

① 見直しの視点

- ・事業創設後 15 年以上が経過し、「活力あるふるさと兵庫実現プログラム」で目標として掲げた 650 箇所（全県累計）を超えるひろばを展開
- ・今後は、ひろばの自立的な運営を目指し、県としての支援のあり方を見直す。

【直近 5 か年の事業実績】

（単位：千円）

区 分	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
助成実績額	15,832	16,441	15,152	14,740	9,180
随伴補助実施市町数	0 市町	0 市町	0 市町	0 市町	0 市町
助成団体数	43 団体	43 団体	42 団体	41 団体	36 団体
延べ参加人数	48,840 人	57,805 人	44,577 人	34,815 人	32,233 人
活動実績（実施箇所数）	647 箇所	658 箇所	659 箇所	678 箇所	680 箇所

〔活力あるふるさと兵庫実現プログラム〕

目 標（実施箇所数）	632 箇所	642 箇所	650 箇所	650 箇所	650 箇所
------------	--------	--------	--------	--------	--------

② 見直し内容（改善の方向性）

- ・ 民間や地域レベルでの子ども育成の取組が充実しつつあることから、補助金事業を段階的に縮小
- ・ 国委託事業を活用し、R8 年度以降の新たな事業スキームによる活動継続を検討
- ・ 今後も、「まちの子育てひろばへのアドバイザーの派遣」や「県立こどもの館による市町の児童館支援」の取組等、子育てに資する後方支援施策を引き続き実施

【工程表（R6～R8）】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○県の支援のあり方の見直し	事業規模を縮小 (R5 の 2/3 程度)	事業規模を縮小 (R5 の 1/3 程度)	新たなスキームによる官民連携事業として実施（予定） →

1 行政施策	(1) 事務事業	2	地域経済活性化支援事業
		予算（うち一般財源）	2,932 百万円（2,800 百万円）

① 見直しの視点

- ・ 新型コロナの収束状況等を踏まえ、令和3年経済センサスの結果が判明する令和5年度に、経営指導員等の定数のあり方を検討。

② 見直し内容（改善の方向性）

- ・ コロナ禍後の原材料価格高騰や人手不足等により、厳しい経営環境に置かれている中小企業の経営実態を踏まえた考慮が必要。
- ・ 商工会・商工会議所が県とともに、SDGs など時代に即した課題に関する目標の達成に向け取り組んでもらうことを前提に、当面の間（最長で令和8年経済センサスの結果が判明する令和10年度まで）は、現行定数を維持。

【取組目標】

一定期間内に、県と商工会・商工会議所がともに SDGs 等に関する数値目標等の達成を目指す。目標の達成度合を踏まえて、以降に定数見直しを検討。

内 容
1 商工会・商工会議所が SDGs 経営を実践 ・各商工会・商工会議所自身が「ひょうご産業 SDGs 認証事業」を取得
2 商工会・商工会議所が会員企業の SDGs 経営を推進 (1) 県が独自に実施する「SDGs 経営診断」を通じて、SDGs に積極的に取り組む企業の増加を促進 (2) 「ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業」の取得を促進
3 商工会・商工会議所が会員企業の女性活躍を推進 ・女性活躍を推進する認定制度（ミモザ企業等）の取得を促進

【工程表（R6～R8）】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○設置定数の見直し	→	→	→
	・ 現行定数を維持 ・ 商工会等は目標達成に向け取組を実施		・ 目標の達成度合を踏まえて商工会等の定数見直しを検討

1 行政施策	(1) 事務事業	3	バス対策費補助
		予算（うち一般財源）	106 百万円（53 百万円）

① 見直しの視点

身近な公共交通機関であるバス事業については、基本的には市町が主体となつて行う事業である。一方、広域行政を担う県は地域間の移動手段の維持確保を図るため、国庫協調及び県単独で市町に対する支援を実施してきている。この観点からすると、現市町域を超える広域的なバス路線については、県市町が協調して支援する必要があることも踏まえ、県市町間での負担割合を見直し

② 見直し内容（改善の方向性）

以下のとおり、県と市町の負担割合を見直し

区 分	運行支援（国庫協調）	運行支援（県単）	車両購入（国庫協調）
現 行	現市町域間 <u>県：市＝2：1</u> 旧市町域間 県：市＝1：2	同左	<u>県：市＝2：1</u>
見直し後	現市町域間 <u>県：市＝1：1</u> 旧市町域間 県：市＝1：2	同左	<u>県：市＝1：1</u>
考え方	<p>○現市町域間 国庫協調補助に市町負担を求めることとしたH23の見直しから10年以上が経過し、制度の定着が図られたことから、県市町間での負担割合の原則どおりに見直し</p> <p>○旧市町域間 国制度において旧市町域間への支援が継続していること、これまでの行革見直しにより県：市町＝1：2となっていることから、現行の負担割合を継続</p>		現行の負担割合が、運行支援と同様であることから、運行支援の見直しに準ずる

【見直し実施時期等】

- ・ R4～R6 は現行どおり実施（新型コロナウイルスのバス会社への影響等を考慮）
なお、国は R4～R6 の補助要件を緩和（輸送量要件について新型コロナウイルスの影響がない H30 実績で判定するなどの特例を設定）しており、本県も同様の要件緩和を実施
- ・ 見直しについては、国制度の動向等も踏まえ、R7からの見直しを目途に検討
- ・ R6年度に検討会を設置し、ライドシェアの検討等の国の動きも踏まえつつ、地域の実情に即した地域公共交通のあり方を検討
- ・ 上記を踏まえ、県民の移動手段確保のため、地域の実情に応じた市町の負担を考慮した支援を検討
- ・ バス運転手人材確保施策等について、令和6年度に先行的に実施

【工程表（R6～R8）】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○県と市町の負担割合の見直し	→ 現行どおり	→ 負担割合の見直し	→

1 行政施策	(1) 事務事業	4 市街地再開発事業
		予算（うち一般財源） 4,398 百万円（220 百万円）

① 見直しの視点

県では、昭和 47 年からこれまで神戸市内の市街地再開発事業に対して 18 地区、総額約 164 億円を補助し、土地の高度利用と都市機能及び居住環境の更新に貢献

また、現在事業中の神戸三宮雲井通 5 丁目地区でも総額約 164 億円を補助する見込みであり、その他に垂水中央東地区や北鈴蘭台駅前地区でも補助するなど、直近では神戸市内の事業に補助が集中

これまでの経緯や、これからの県の厳しい財政状況を踏まえた上で、

○政令市内で実施される組合施行等の市街地再開発事業に対し補助を行っている道府県（本県除く）は 4 県のみであること

○組合施行等の事業の認可権限は神戸市に属すること

以上を踏まえ、神戸市内の市街地再開発事業に対する補助の考え方を見直し

② 見直し内容（改善の方向性）

神戸市内において、現在事業中の神戸三宮雲井通 5 丁目地区及び垂水中央東地区については、現行どおりの補助を継続

新たなバスターミナル等を神戸三宮雲井通 5 丁目地区と一体整備する雲井通 6 丁目北地区については、未着手ではあるが、現行どおりの補助を実施

神戸市内において、今後、県政改革期間内に国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業について、補助の方針を取りまとめ、県費による補助のあり方を検討

<令和 5 年度の検討状況>

・県と神戸市担当局間にて以下の（見直しの考え方）に基づき協議

（見直しの考え方）

・県の玄関口である神戸三宮地域の魅力及び都市競争力の向上は、県全体の交流人口拡大、地域活性化に貢献するため、当該地域の継続的なリノベーションは県においても重要であることから、県の厳しい財政状況等を踏まえつつ、政令市内での市街地再開発事業による県補助のあり方を検討

・これらの考え方に基づき、神戸市内において、今後、県政改革期間内に国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業に対する県費による補助の方針を検討中

【工程表（R6～R8）】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○事業実施の見直し	<p>【既着手事業】（雲井通 6 丁目北地区を含む） 現行どおり県費による補助を実施</p> <p>【新規着手事業】 今後、県費による補助のあり方を検討</p>		➤

1 行政施策	(1) 事務事業	5 神戸マラソン開催費
		予算（うち一般財源） 89 百万円（69 百万円）

① 見直しの視点

- 神戸マラソンは国内外への震災復興の感謝と兵庫・神戸の魅力発信、県民・市民のスポーツの振興を図るため、県と神戸市の協働により実施
- 今後の神戸マラソンの在り方については、これまで県と神戸市が協働で実施してきた経緯や、令和5年度に取りまとめられた神戸マラソン将来構想検討委員会からの提言を踏まえ、今後ともランナーが参加しやすく県民・市民の参画と協働により推進できる大会の在り方について見直し

② 見直し内容（改善の方向性）

- 神戸マラソン将来構想検討委員会の提言等を踏まえ、神戸マラソンの在り方を引き続き見直し
- 令和6年度は現行どおり開催を支援

【工程表（R6～R8）】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○県市負担の見直し			→
	在り方を見直し		

(2) 投資事業

[県政改革方針]

① 通常事業

- ア 補助事業、単独事業について、地方財政計画の水準を基本とした事業費を設定する。
- イ 補助事業について、計画的な事業推進に必要な国庫支出金を積極的に確保する。

② 緊急措置事業

- ア 防災・減災対策など、本県の喫緊の課題に対し、国庫や地方交付税措置のある県債を活用することを基本に、事業費を確保する。
- イ 国の経済対策について、本県の経済情勢等を勘案しながら適時適切に対応し、事業費を確保する。

③ 大型投資事業

将来的な財政負担も考慮のうえ、事業計画や事業実施について個別に検討する。

④ 災害復旧事業

災害復旧事業については、必要額を別途措置する。

⑤ インフラ整備の推進

- ア ひょうごインフラ整備プログラムや各種分野別計画に基づき、県民ニーズを的確に捉え、頻発化する自然災害や社会基盤を取り巻く課題への対応など、緊急かつ重要な事業への重点化を図り、着実に事業を実施する。
「防災・減災」、「経済」、「持続」、「生活」を視点とし、限られた予算の中、より一層、選択と集中の徹底を図り、計画的に整備を推進する。
- イ 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保を推進する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

ア 投資事業費総額（別途整理除く）

(7) 考え方

- ・ R3通常事業費における本県の地財シェアを用いて、従前の別枠事業のR3基本額を設定
- ・ R3基本額に、R4年度の地財伸びを乗じてR4基本額を設定
- ・ R5以降の基本額は、事業ごとに前年度基本額に地財伸びを乗じて設定

(4) 地財伸びの反映による令和6年度基本額の設定

a 通常事業

補助：R5基本額1,005億円 × 地財伸び 99.5% ≒ R6基本額1,000億円

単独：R5基本額 530億円 × 地財伸び100.0% = R6基本額 530億円

b 緊急措置事業（補助：防災・減災、国土強靱化加速化対策事業）

令和5年度経済対策補正に前倒しされたため、令和6年度基本額は0億円

（参考）令和5年度経済対策補正376億円

c 緊急措置事業（単独：緊急自然災害防止対策事業、緊急防災・減災事業、緊急浚渫推進事業、公共施設等適正管理推進事業、脱炭素化推進事業）

各事業のR5基本額 × 地財伸び100.0% = 各事業のR6基本額

(単位：億円)

区 分	R5基本額	R6基本額	備 考
通常事業	1,535	1,530	
補助	1,005	1,000	R5基本額×地財伸び99.5%
単独	530	530	R5基本額×地財伸び100.0%
緊急措置事業	185	185	
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(420) 0	(375) 0	
緊急自然災害防止対策事業	60	60	R5基本額×地財伸び100.0%
緊急防災・減災事業	75	75	
緊急浚渫推進事業	15	15	
公共施設等適正管理推進事業	30	30	
脱炭素化推進事業	5	5	
計	(2,140)1,720	(2,090)1,715	

※ () はR4・R5経済対策補正の計上額を含めた場合

イ 別途整理

- (ア) 災害に強い森づくり等事業（県民緑税（超過課税）） 25億円
- (イ) 県庁舎等再整備事業（3号館等の改修等） 17億円

ウ 補正予算の見直し

- (ア) 令和4年度以降、投資事業の補正予算は原則、当該年度の収支に影響しない国の経済対策に呼応した補助事業の補正に限ることとし、本県実負担が増加しない範囲で、令和10年度までの後年度事業費の前倒しとして実施
- (イ) 国内示増による補正予算は、後年度事業の前倒しを前提に、税収動向など財政状況を勘案し、毎年度対応を検討

エ 補助・単独の振替について

当初予算において、本県実負担が増加しない範囲で、補助・単独事業間、通常・緊急措置事業間で相互に事業費を振り替える仕組みを設定

オ 令和10年度までの事業費 ※5億円単位で計上しているため、実際の予算計上額と異なる

(7) 基本額

(単位：億円)

区 分	R4 当初	R5 当初	R6 当初	R7	R8	R9	R10
投資補助	1,005	1,005	1,000	1,340	1,000	1,000	1,000
通常	1,005	1,005	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
緊急措置事業				340			
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(410)	(420)	(375)	340			
投資単独	715	715	715	700	560	530	530
通常	530	530	530	530	530	530	530
うち県単土木	255	255	255	255	255	255	255
緊急措置事業	185	185	185	170	30		
緊急自然災害防止対策事業	60	60	60	60			
緊急防災・減災事業	75	75	75	75			
緊急浚渫推進事業	15	15	15				
公共施設等適正管理推進事業	35	30	30	30	30		
脱炭素化推進事業		5	5	5			
計	1,720	1,720	1,715	2,040	1,560	1,530	1,530
災害に強い森づくり等事業	25	25	25	25	25	25	25
県庁舎等再整備事業			20	65	65		
うち再編経費			10	20	65		
合 計	1,745	1,745	1,760	2,130	1,650	1,555	1,555

(2,155) (2,165) (2,135)

※ 県庁舎等再整備事業については、本庁舎再編(R6～R11：解体、暫定緑地化等)に関連する所要見込額を計上。なお、新庁舎整備事業については、R元年度に策定した県庁舎等再整備基本構想に基づく事業費を暫定緑地化後のR12年度以降に仮計上し、財政フレームに反映

※ () は R3～R5 の経済対策補正の計上額を含めた場合の金額

(4) 事業費振替後

(単位：億円)

区 分	R4 当初	R5 当初	R6 当初	R7	R8	R9	R10
投資補助	1,005	1,040	1,045	1,350	1,010	1,005	1,000
通常	1,005	1,040	1,045	1,010	1,010	1,005	1,000
緊急措置事業				340			
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(410)	(420)	(375)	340			
投資単独	675	665	660	660	560	530	530
通常	550	535	530	550	530	530	530
うち県単土木	275	275	275	275	255	255	255
緊急措置事業	125	130	130	110	30	0	0
緊急自然災害防止対策事業	50	50	50	50			
緊急防災・減災事業	25	25	25	25			
緊急浚渫推進事業	15	20	20				
公共施設等適正管理推進事業	35	30	30	30	30		
脱炭素化推進事業		5	5	5			
計	1,680	1,705	1,705	2,010	1,570	1,535	1,530
災害に強い森づくり等事業	25	25	25	25	25	25	25
県庁舎等再整備事業			20	65	65		
うち再編経費			10	20	65		
合 計	1,705	1,730	1,750	2,100	1,660	1,560	1,555

(2,115) (2,150) (2,125)

(参考) R5 当初フレームからの比較

■ R5 当初フレーム

(単位：億円)

区 分	R4 当初	R5 当初	R6	R7	R8	R9	R10
投資補助	1,005	1,040	1,355	1,355	1,010	1,005	1,005
通常	1,005	1,040	1,015	1,015	1,010	1,005	1,005
緊急措置事業			340	340			
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(410)	(420)	340	340			
投資単独	675	665	675	660	560	530	530
通常	550	535	550	550	530	530	530
うち県単土木	275	275	275	275	255	255	255
緊急措置事業	125	130	125	110	30		
緊急自然災害防止対策事業	50	50	50	50			
緊急防災・減災事業	25	25	25	25			
緊急浚渫推進事業	15	20	15				
公共施設等適正管理推進事業	35	30	30	30	30		
脱炭素化推進事業		5	5	5			
計	1,680	1,705	2,030	2,015	1,570	1,535	1,535
災害に強い森づくり等事業	25	25	25	25	25	25	25
(参考) 県庁舎等再整備事業			10	80	200	170	35
合 計	1,705	1,730	2,065	2,120	1,795	1,730	1,595

(2,115) (2,150)

■ 事業費振替後との差引

(単位：億円)

区 分	R4 当初	R5 当初	R6	R7	R8	R9	R10
投資補助			△310	△ 5			△ 5
通常			30	△ 5			△ 5
緊急措置事業			△340				
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業			△340 (35)				
投資単独			△ 15				
通常			△ 20				
うち県単土木							
緊急措置事業			5				
緊急自然災害防止対策事業							
緊急防災・減災事業							
緊急浚渫推進事業			5				
公共施設等適正管理推進事業							
脱炭素化推進事業							
計			△325	△ 5			△ 5
災害に強い森づくり等事業							
県庁舎等再整備事業			10	△ 15	△135	△170	△ 35
合 計			△315	△ 20	△135	△170	△ 40

カ 大型投資事業

区 分	見直し内容・今後の検討内容
県庁舎等再整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が不足する県庁1・2号館からの移転及び解体に向けた準備を実施 ・県庁舎のあり方については、現在取組を進めているモデルオフィスでの検証結果や、4割出勤の取組・財政状況等を踏まえて検討
伊丹庁舎新館等整備事業	伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結
ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)整備事業	HYOGO スポーツ新展開検討委員会からの提案を踏まえ、必要となる対応について検討
但馬空港の機能強化	「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」での議論を踏まえ、但馬地域の振興のために但馬空港において取り組むべき施策について慎重に検討
県立都市公園の整備・管理	パークマネジメント (Park-PFI 等) による民間投資の導入を推進
大規模アリーナの整備	県内では、民間及び市による大規模アリーナ整備計画があることから、まずは、その動向を注視

キ インフラ整備の推進

(7) 整備の基本的な考え方と取組内容

「ひょうごインフラ整備基本方針」に基づき、人口減少やカーボンニュートラルなど社会変化の潮流を前提として、強靱で持続可能な社会の礎となるインフラの構築に向け、「Ⅰ. 防災・減災、Ⅱ. 経済、Ⅲ. 持続、Ⅳ. 生活」を視点とし、限られた予算の中、より一層、選択と集中の徹底を図り、計画的に整備を推進

[主な取組内容]

	区 分	主な内容
防 災 ・ 減 災	切迫する大規模地震に備える地震・津波対策	
	津波対策の推進	港口水門の整備 沼島漁港（南あわじ市） 防潮堤の整備 柴山港海岸（香美町）
	道路防災の推進	橋梁の耐震強化 8 橋 国道 250 号 新元川橋（たつの市） 県道福良江井岩屋線 御原橋（南あわじ市）他 道路法面の防災対策 14 箇所 国道 429 号（宍粟市）、県道浅野山東線（養父市）他
	頻発する風水害に備える総合的な治水対策	
	河川の事前防災対策の推進	河川改修等の推進 武庫川、市川、加古川、円山川、津門川 他 既存ダムの有効活用 引原ダム（宍粟市） 河川中上流部治水対策 志染川（三木市）、八代川（朝来市）他 堆積土砂撤去の推進 千種川（赤穂市）、矢田川（香美町）他
	高潮対策の推進	防潮堤の嵩上げ、水門・排水機場の整備 尼崎西宮芦屋港海岸[枝川町]（西宮市）、 新川・東川統合排水機場（西宮市）他
	ため池等の防災対策の推進	危険度の高い農業用ため池の改修・廃止着手箇所数 44 箇所 セツヶ谷池（加古川市）他
	土砂災害対策	
	山地防災・土砂災害対策の推進	砂防堰堤等整備着手箇所数 50 箇所 日枝神社川（養父市）、光田地区（佐用町）他 治山ダム整備着手箇所数 117 箇所 山崎町下町地区（宍粟市）、但東町唐川地区（豊岡市）他
	発災後の迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路等の機能強化	
	緊急輸送道路等の機能強化	河岸侵食・冠水対策 国道 427 号（西脇市）他 土砂災害対策 国道 373 号（佐用町）他 大規模浸水対策 県道豊岡インター線（豊岡市）他
	高規格道路ミッシングリンク解消等による道路ネットワークの強化	基幹道路延長に対する供用延長の割合 85% 大阪湾岸道路西伸部（神戸市） 名神湾岸連絡線（西宮市） 播磨臨海地域道路（神戸市～太子町） 東播磨道（加古川市～小野市） 北近畿豊岡自動車道（豊岡市～丹波市） 山陰近畿自動車道（新温泉町～豊岡市）他

	区 分	主な内容
経 済	高規格道路ネットワークの充実強化	
	高規格道路の整備推進	※再掲 基幹道路延長に対する供用延長の割合 85% 大阪湾岸道路西伸部（神戸市） 名神湾岸連絡線（西宮市） 播磨臨海地域道路（神戸市～太子町） 東播磨道（加古川市～小野市） 北近畿豊岡自動車道（豊岡市～丹波市） 山陰近畿自動車道（新温泉町～豊岡市）他
	高規格道路の利活用の推進	大鳴門橋自転車道（南あわじ市）
	港湾の機能強化・利用促進	
	港湾の機能強化	臨港道路広畑線（姫路市）
	港湾の利用促進	姫路港旅客ターミナルエリアのリニューアル（姫路市）他
	大阪湾ベイエリアの活性化	
	尼崎フェニックス事業用地の利活用	新産業誘致など、広くニーズを把握し、利活用の推進
	港へのクルーズ船の受け入れ環境の向上	淡路交流の翼港（淡路市）
	スーパーヨット誘致の促進	新西宮ヨットハーバー（西宮市）
経 済	農林水産基盤の整備	
	農業基盤の整備	優先度の高いほ場整備事業等実施箇所数 44 箇所 在田南部地区（加西市）他
	林業基盤の整備	整備延長 318km 須留ヶ峰線（養父市、朝来市）他
	水産基盤の整備	浮棧橋整備 妻鹿漁港（姫路市）
持 続	計画的・効率的な老朽化対策の実施	
	老朽化対策の実施・施設の統廃合	老朽化対策を完了する橋梁数 33 橋 県道と久今宿線 岡田陸橋（姫路市）他 老朽化対策の完了するトンネル数 1 箇所 国道 175 号 城山トンネル（丹波市） 岸壁等係留施設 姫路港須加地区-3.5m 物揚場（姫路市）他 河川管理施設 松島排水機場（尼崎市）他 下水道施設更新 武庫川上流浄化センター、武庫川下流浄化センター他
	安全安心な日常の維持管理の実施	ダム・排水機場等の施設点検、舗装修繕、道路除雪、 河川堤防の点検前除草、通学路等の年 2 回除草等、区画線の引き直し 等
	カーボンニュートラルの実現	
	カーボンニュートラルポートの形成	播磨臨海地域（姫路港・東播磨港）CNP 計画策定
下水汚泥エネルギーの有効活用	下水汚泥エネルギー有効利用施設整備 [固形燃料化施設、消化施設] 兵庫東流域下水汚泥広域処理場（尼崎市）	

	区 分	主な内容
生活	安全安心な暮らしの実現	
	歩行者の安全・安心な通行空間の確保	県道中島揖保川線（たつの市）、 県道志筑郡家線（淡路市）他
	自転車の安全で快適な通行空間の確保	県道尼崎停車場線（尼崎市）、 国道 427 号（多可町）他
	地域の交流・日々の暮らしを支える道路整備	
	地域の個性ある発展を支える幹線道路網の整備	国道 429 号〔榎峠バイパス〕（丹波市）、 県道竜泉那波線（相生市）他
	街路網の整備推進	都市計画道路尼崎宝塚線〔阪急立体〕（尼崎市）、 都市計画道路国道線〔姫路東〕（姫路市）他
	渋滞交差点の解消	都市計画道路国道 2 号線〔加古川橋〕（加古川市）、 県道大江島太子線〔下太田交差点〕（姫路市）他
	問題踏切の解消	山陽電鉄本線連続立体交差事業〔高砂駅～荒井駅付近〕（高砂市） 県道太子御津線 茶ノ木踏切（姫路市）他
	生活道路の整備推進	県道八鹿停車場線（養父市）他
	都市の環境改善	
	無電柱化の推進	県道生瀬門戸荘線（宝塚市）、 都市計画道路尾上小野線〔安田〕（加古川市）他
	環境整備の推進	武庫川（尼崎市・西宮市）

(イ) 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保の推進

a 建設業育成魅力アップ事業の推進

「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」を引き続き設置し、官民連携のもと、建設業のイメージアップや若年者の入職促進等を推進

工業高校、定時制・通信制高校等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・三田建設技能研修センターにおける一日体験セミナーの実施 ・インターンシップの受入や現場見学会等の実施 ・建設業の魅力を伝える出前説明会や入職促進に繋がる資格取得支援講習会を開催 ・女子高校生と女性技術者との意見交換会を開催 ・建設企業が定時制高校生等を期間雇用し、働きながら技能を習得するための訓練を実施
小中学生向け体験イベントなど戦略的なイメージアップ事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の担い手となる小中学生を対象とした体験イベントの開催 ・建設業に携わる技術者・技能者の活躍を新聞紙面で紹介

b 若手・女性技術者など担い手の確保

総合評価落札方式における若手・女性技術者の確保・育成（R6 年度も継続実施）
建設技術者の確保・育成の更なる促進を図るため、総合評価落札方式の一部の工事において、配置予定技術者に若手・女性技術者を配置した場合に加点評価する取組を実施

c 新規中小企業者の育成

総合評価落札方式における「企業チャレンジ型」の実施（R6 年度も継続実施）
地域に密着した新たな担い手となる新規中小企業者を育成するため、過去の施工実績を過度に評価しない新たな総合評価落札方式の一部の工事において実施

d インフラ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

建設業全体の生産性向上を図るため、ICT 活用工事や測量・設計段階における 3次元データの活用などデジタル化を推進

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○投資事業費の見直し			→
	地方財政計画の水準を基本に事業費を設定		
○大型投資事業の見直し			→
	事業計画や実施手法等について引き続き検討		

(3) 公的施設等

[県政改革方針]

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県が所有する公共施設等について、社会情勢の変化等を踏まえながら施設の在り方の検証を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進する。

併せて、道路・橋梁・上下水道など市町管理施設の老朽化対策等について人材面・技術面から支援するとともに、市町連携を推進する。

イ 改修・更新時において、感染症対策として抗菌設備等の採用、CO₂排出量を低減した省エネ型設備の導入、多様な働き方に対応した庁舎等におけるテレビ会議スペースなど、新たな社会ニーズに合わせた取組を推進する。

② 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進

ア 公共施設の新設、建替、大規模修繕等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFI制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かして、より効率的・効果的な施設整備や管理運営を推進する。

イ すべての指定管理施設で原則公募による指定管理者の選定を徹底する。また、指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を検討する等、民間事業者等の参入を促す取組を推進して競争原理を働かせ、さらなる民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図る。

運営にあたっては、事業者、所管課、外部委員による適切な評価システムを機能させることにより、効率的で質の高い管理運営水準を確保する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県有施設の総合管理

「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上、施設の有効活用など計画的な施設管理に取り組む。

(7) 統一的な方針に基づく施設管理の推進

区分		主な取組内容
施設総量の適正化		老朽化状況や県民ニーズの変化、将来にわたる地域活性化等の観点を踏まえ、総量の適正化のための施設の集約等を推進
老朽化対策	計画修繕	概ね築20年を迎える施設等について、老朽化が軽微である初期段階での機能・性能の保持・回復を図る予防保全を実施 〔広域防災センター、災害待機宿舎等13施設〕
	長寿命化	概ね築45年又は耐震改修後20年を超え老朽化が進行する施設について、建物全体の機能・性能の向上を図る大規模改修を実施 〔柏原総合庁舎、但馬技術大学校等7施設 ・舞子高等学校等8校〕
安全性の向上		耐震性能が不足する施設の耐震化を実施 〔県営住宅の耐震化 ・道路・上下水道などのインフラ施設の耐震化・安全対策〕
施設の有効活用		空きスペースが生じた施設等の有効活用を推進

(イ) 総括的なフォローアップの実施

「兵庫県公共施設等総合管理連絡会議」において、関係部局の情報を共有・連携し、各個別施設計画の方針、目標等に基づく取組の進行管理を実施する。

(ウ) 第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」（令和3年度策定）に基づき、施設の長寿命化や空調設備の設置など、安心・安全な環境の整備を推進する。

イ 市町管理施設への支援

専門人材の不足や人口減少による経営環境の悪化など市町が抱える課題を踏まえ、兵庫県まちづくり技術センターとも連携しながら、道路や橋梁、上下水道など市町管理施設の老朽化対策や公共施設の市町連携を支援する。

区分	主な取組内容
公共土木インフラ	○市町支援に関する国の動向や市町ニーズの収集・把握等に努めるとともに、引き続き、兵庫県まちづくり技術センターと連携しながら、必要な市町支援に取り組む。
	市町インフラの長寿命化修繕計画策定を支援 〔橋梁：姫路市等 17 市町 11,619 橋〕
	市町橋梁、トンネル及び舗装定期点検の地域一括発注業務を受託 〔橋梁：尼崎市等 15 市町 1,774 橋、舗装：芦屋市等 4 市町 281km〕
	技術的な問合せ等への総合支援 〔ワンストップ窓口による設計・積算・工事監理、インフラ老朽化、まちづくり等に関する相談支援〕
水道施設	○県内の水道事業体が将来にわたり安定的に経営を維持するために、水道事業の広域連携を促進し、施設の統廃合や設計・積算・工事監理等について支援する。
	水道事業広域連携実施計画の更新 〔地域の実情に応じた広域連携計画の立案〕
	施設の統廃合等に関する計画、設計、積算・工事監理等への支援 〔姫路市、淡路広域水道企業団、太子町、福崎町、稲美町 等〕
下水道施設	○市町支援に関する国の動向や市町ニーズの収集・把握等に努め、必要な市町支援に取り組む。
	令和4年度に兵庫県生活排水広域化・共同化計画を策定し、生活排水処理施設の統廃合の更なる促進や、市町の枠を超えた広域化・共同化を推進 〔生活排水処理施設数 令和4年3月末 511 箇所 → 令和33年度 330 箇所（△181 箇所）〕
公共施設	○市町連携に向けて取り組む。
	公共施設の共同運用・機能分化に対する支援 〔文化ホール等の公共施設について、市町連携による住民の利便性向上、運営の合理化を促進するため、共同運用等に対してハード・ソフト両面から総合的に支援〕

② 民間活力を活かした施設設備や管理運営の推進

ア 施設整備（新規・建替）等における民間活用手法の優先的検討

令和4年度に策定した「PFI導入に関するガイドライン」に基づき、一定規模以上の公共施設の新設・建替の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用するPFI制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かした施設整備や管理運営を推進する。

(7) PFI制度等の優先的検討に係る対象施設

- ・施設整備費が10億円以上の事業（維持管理・運営に係る経費は除く）
- ・庁舎、県営住宅、公舎、医療施設、社会福祉施設、観光施設、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設、学校施設、警察施設、空港、廃棄物処理施設、上水道施設、下水道施設、都市公園

(イ) 本県の導入検討中の事例

- ・県営住宅初のPFIを活用した建替事業の実施に向け、事業者の公募・選定を行い、発生する余剰地の有効活用を図り地域活性化に貢献
- ・県立都市公園についてパークマネジメント（Park-PFI等）による民間投資の導入を推進

イ 施設管理における民間参入の促進

(7) 既存の指定管理施設の原則公募化

既存の指定管理施設は、「指定管理者制度に関するガイドライン（R5.11改訂）」に定める実施方針に基づき、原則公募による指定管理者の選定を推進する。

[公募に関する実施方針]

a 次期指定管理者の選定に向けて取り組む事項

- (a) 民間事業者へのサウンディング調査
- (b) 地元市町、施設関係者などとの合意形成に向けたヒアリング・説明
- (c) 施設の老朽化や修繕の必要性の検討、県施策推進への影響などの整理

b 指定管理者の選定方針

◎選定に向けた施設分類

施設分類	指定管理者の選定
従前から公募を行っている施設	原則公募
事業者の参入意欲 ^{※1} が高い施設	原則公募 (導入時期は個別状況 ^{※2} を踏まえ判断)
事業者の参入意欲が低い施設	状況の変化に応じ公募を検討 (当面は非公募で対応)

※1 サウンディング調査における民間事業者の意向等

※2 関係者等との合意形成の状況や県施策への影響等

(イ) 公的施設等における適正な評価の実施

施設の適正な管理運営とサービスの一層の向上を図るため、管理運営状況について施設所管課による評価を実施するとともに、指定管理施設においては、指定管理者による自己評価、施設所管課による評価、次期指定管理者選定による外部評価など評価システムを適切に機能させる。

【主な取組の工程表 (R6～R8)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○PFI 制度等の優先検討			→
	「PFI 導入に関するガイドライン」に基づく優先的検討の実施		
○指定管理者制度の原則公募化			→
	「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づく指定管理者制度の適切な運用		

(4) 試験研究機関

[県政改革方針]

各機関の中期事業計画に基づき、先端技術の進展や県民ニーズの変化等を的確に捉えた業務の重点化や、弾力的な研究体制の整備、効率的・効果的な経営手法の徹底を図る。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 業務の重点化

大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化

ア 農林水産技術総合センター

- ・試験研究の推進、検証等

試験研究の推進、検証、新規研究課題化の検討や試験研究機器の計画的整備等を実施

イ 工業技術センター

- ・課題発見型技術支援の推進

解決すべき真の課題を発見し、機器利用、オーダーメイド型試験分析・試作開発、共同・受託研究により解決をサポートすることを通じて企業の価値創出を支援

- ・ものづくりの新潮流に係る技術シーズの蓄積

人手不足を背景にした生産性向上やDXに不可欠なデジタル化、SDGsや脱炭素化に向けた循環・環境配慮、製品・サービスの価値を最大化する人間中心設計等のものづくりの新潮流に係る技術シーズや、地場産業における価値創出を支援する技術シーズを蓄積

ウ 健康科学研究所

- ・迅速・効率的な検査手法の検討

- ・今後の先端検査技術の研究推進に向け、最新分析装置を有効活用できる人材を育成

- ・新興感染症発生に備えた検査体制整備の確保

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・現場ニーズに即した研究開発

高齢者や障害者の身体機能の向上や移動を支援するための研究開発（AIを活用した運動計測システム、移動支援アプリ等）

- ・企業の介護ロボット等の開発支援・福祉施設への導入支援

次世代型住モデル空間、企業連携・交流機能スペースを活用した介護ロボット等開発支援等

② 弾力的な研究体制の整備

産学官連携による共同研究や、外部人材のさらなる活用、業務のデジタル化等、研究課題に機動的に対応するための弾力的で効率的な組織・研究体制を整備

ア 農林水産技術総合センター

- ・国研究機関、大学、企業、自治体等との連携促進

研究員の研修派遣の実施や共同研究の推進、取組中の共同研究内容の検証、推進

イ 工業技術センター

- ・研究領域を超えた課題への対応力の強化

専門領域を超えた弾力的な連携が可能となるよう、横断的な研究課題の設定や柔軟な組織運営の推進

- ・産学官連携による交流とオープンイノベーションの推進

ひょうごメタルベルトコンソーシアムの活動を通じた新たな価値創出の支援

- ・大学等との連携や広域連携の推進

神戸大学・兵庫県立大学との研究機器相互利活用の仕組みの構築。関西広域産業共創プラットフォーム事業を通じた広域的な課題解決と、関西広域連合内公設試問の連携を推進

ウ 健康科学研究所

- ・共同研究の推進
神戸大学・兵庫県立大学等との共同研究を推進

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・産学官連携による共同研究の推進
大学や企業と積極的に連携し、現場で本当に役立つ福祉機器を開発

③ 効率的、効果的な経営手法

外部資金の積極的な活用、業務に関する目標の設定、評価システムの推進等、効率的・効果的な運営手法を徹底

ア 農林水産技術総合センター

- ・技術開発の推進
試験研究の推進により年間 25 件の技術を開発
- ・外部資金の獲得
産学官連携プロジェクトや企業との共同研究等により外部資金の獲得を推進

イ 工業技術センター

- ・適切な収入の確保
機器利用やテクノトライアル事業、共同・受託研究による収入の確保
- ・外部資金の獲得
オープンイノベーション型研究開発や分野横断的研究を推進するため、科学研究費助成事業（日本学術振興会）等の外部研究資金の獲得を推進

ウ 健康科学研究所

- ・外部資金の獲得
受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・外部資金の獲得
受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○試験研究機関の効率的・効果的な運営	各機関の中期事業計画に基づく取組を推進		

(5) 県営住宅事業

[県政改革方針]

① 県営住宅管理戸数の適正化

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

③ 経営の効率化

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、PFI を活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

④ 新たな施策展開

福祉施策との連携、建替事業における市町との連携、子育て世帯の入居促進など、多様な需要に対応した施策を展開する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 県営住宅管理戸数の適正化

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

ア 計画的な建替事業の推進

入居者の移転が効率的かつ円滑に進むように、計画的に建替事業を推進する。

[令和6年度]

区分	内容
実施箇所	宝塚山本住宅 ほか

イ 集約の加速化

移転先住戸の改修や団地内集約を進め、集約事業を加速化する。

[令和6年度]

区分	内容
実施箇所	新多聞第2鉄筋住宅 ほか

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

ア 耐震化の推進

令和12年度に耐震化率おおむね100%を目標として、耐震上課題のある高層住宅について、耐震改修工事を推進する。

[令和6年度]

区分	内容
耐震化率	目標 97%
実施箇所	上湊川高層住宅

イ バリアフリー化の推進

令和 12 年度にバリアフリー化率 80%を目標として、長期活用する中層住宅について、住戸及び共用部分への手すりやエレベーター設置等を推進する。

[令和 6 年度]

区分	内容
バリアフリー化率	目標 74%
実施箇所	加古川西鉄筋住宅

ウ 計画的な修繕の実施

限られた予算の中で県営住宅の効率的な整備を進めるため、予防保全的で計画的な修繕の実施により、建物の長寿命化を推進する。

[令和 6 年度]

区分	内容
実施箇所	南芦屋浜高層住宅 ほか

エ 社会的課題への迅速な対応

住宅に困窮する特定妊産婦や就職氷河期若中年単身者、ウクライナからの避難民などに県営住宅を提供するほか、福祉部局等と連携した取組を行う。

また、空き住戸や集会所を活用し、民間事業者と連携しながら、フレイル予防、自立支援、リハビリ実施、介護予防等の高齢者支援やこども食堂等の子育て支援を促進する。

オ 駐車場設置の適正化・管理の効率化

駐車場の附置義務の見直しを市町に働きかけるとともに、空き区画について時間貸しや月極駐車場として入居者以外の周辺住民等に対する貸出しを推進する。

カ 入居率の向上

令和 12 年度の入居率 90%を目標に、毎月募集や人気住宅の空き期間の短縮化等迅速な募集に加え、若年世帯の入居を促進するほか、指定管理者と連携したホームページ広報の充実、オープンハウスの拡充等の情報発信の強化等入居率向上への取組を推進する。

③ 経営の効率化

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、PFI を活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

ア 使用料収入の確保

入居率を向上させ、使用料収入の増大を目指すとともに、債権管理目標の達成に向けて、家賃収納対策を実施する。

[令和 6 年度]

区分	内容
家賃収納対策	・ 県営住宅使用料の口座振替制度の促進 ・ 生活保護世帯に対する代理納付制度の活用 ・ 年 10 回の夜間督促 等

イ 民間活力による効率的な管理の推進

神戸市西区・明舞地区、阪神北地区及び中播磨地区については、令和5年度の公募によって選定した指定管理者が令和6年度より5年間管理運営を行う。非公募による管理地区については、引き続き関係者の意向を踏まえ、公募化の可否について検討を行う。

[令和6年度]

区分	内容
公募による管理地区	神戸市（西区・明舞地区を除く）、 神戸市西区・明舞地区、阪神南地区、 阪神北地区、東播磨地区、中播磨地区
非公募による管理地区	北播磨地区・西播磨地区、 丹波地区・但馬地区・淡路地区

ウ 資産の有効活用の検討

県営住宅初のPFIを活用した建替事業の実施に向けて、事業者の公募・選定を行い、発生する余剰地の有効活用を図り地域活性化に貢献する。

④ 新たな施策展開

- ・建替・集約事業における市町連携を進めるとともに、まちの魅力につながる県営住宅の活用方法を市町と協議する。
- ・県営住宅の移管については、毎年行っている意向調査を引き続き行い、移管を希望する市町があれば、移管協議を行う。
- ・子育て世帯や奨学金返済が負担となっている若年世帯の経済的負担の軽減を図るため、入居要件の緩和や優先入居の拡充、子育て世帯向けリノベーション等を実施する。

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6年度	R7年度	R8年度
○県営住宅管理戸数の適正化の取組 (R12年度末目標：45,000戸)	46,800戸	46,500戸	46,200戸
○PFIを活用した建替事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業の設定 ・入札公告 ・事業者選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 ・実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手

(6) 教育施策（教育委員会所管）

[県政改革方針]

① 「ひょうご教育創造プラン」の推進

「第4期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本県の教育が目指すべき方向性や今後取り組むべき様々な課題に対応した教育施策の推進を図る。

② 公立小・中学校

国の35人学級編制の段階的導入及び小学校5・6年生への教科担任制に伴う加配措置の動向等を踏まえ、「兵庫型学習システム」を推進する。

なお、さらなる少人数教育の充実については、課題となる定数改善や学校整備等を踏まえて引き続き検討する。

③ 県立高等学校

ア 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、これまで取り組んできた学びとともに新たな学びを推進できるよう、魅力と活力あるひょうごの高校づくりを推進する。

イ BYOD (Bring Your Own Device: 生徒自身で端末を用意し、学校・家庭での学習に活用すること) による1人1台端末環境での教育を展開できるICT環境整備を推進するとともに、「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、施設の長寿命化改修や空調設備の設置など、安全・安心な環境整備を推進する。

④ 県立特別支援学校

ア 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」及び障害種別毎の特別支援教育のあり方検討に基づき、今後求められる特別支援教育を推進できるよう、学習支援、相談支援、学校間連携などに取り組む。

イ 児童生徒数の動向など地域の実情を考慮しながら、教育環境の整備に取り組む。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 第4期「ひょうご教育創造プラン」の推進

現行プランの基本理念「兵庫が育むところ豊かで自立する人づくり」や重点テーマ - 『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力』の育成- に沿って策定した、令和6年度実施計画に基づき、取組を推進

② 公立小・中学校

基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現、カリキュラム・マネジメントの確立を通して、児童生徒の学力の向上を推進

また、国の35人学級編制の段階的導入及び小学校5・6年生への教科担任制を踏まえ、よりきめ細かな指導を行う「兵庫型学習システム」を推進

③ 県立高等学校

ア 魅力と活力ある高校づくりの推進

(7) 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の推進

「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、県立高等学校の活力を維持するための方策を着実に推進

(1) 魅力アップ推進事業

これまで実施してきたインスパイア・ハイスクール等の事業を引き継ぎつつ、各校が独自の教育目標に基づいた特色ある取組を実施

イ 教育環境整備の推進

(7) ICT等の学習基盤の整備

令和4年度から導入しているBYODによる1人1台端末を活用できるICT環境の整備

(1) 安全・安心な教育環境整備の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、長寿命化改修等を計画的に実施するとともに、体育館や選択教室への空調設備、発展的統合に伴う講義棟等の環境改善を集中的に実施

(5) 各校の状況や特色に応じた環境整備の推進

授業や部活動で使用する用具・備品、学校の状況や特色に応じた整備を実施
また、グラウンドの芝生化のモデル整備を実施

④ 県立特別支援学校

ア 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」の推進

(7) 連続性のある多様な学び場における教育の充実

障害のある児童生徒等が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる体制を充実するとともに、交流及び共同学習、自立と社会参加に向けた主体的な取組への支援等、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備

(1) 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

障害のある児童生徒等が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核としたネットワークの活用や、市町教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を推進

イ 教育環境整備の推進

(7) 東播磨地域の特別支援学校の狭隘化対策の推進

東播磨地域の知的障害特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、市立学校施設を活用した新校の設置、いなみ野特別支援学校の建替及び東はりま特別支援学校の増築を推進

(1) 但馬地域の特別支援学校の発展的統合の推進

但馬地域の聴覚障害教育の機能充実及び知的障害との一貫した支援体制の充実を図るため、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合に向けて整備を推進

(ウ) 阪神地域の特別支援学校の狭隘化対策の推進

阪神地域の知的障害者特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、川西カリヨンの丘特別支援学校を開校するとともに、むこがわ特別支援学校の新校舎整備を推進

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○魅力と活力ある高校づくりの推進		第三次実施計画に基づく改革の推進	→
○教育環境整備の推進		第Ⅱ期実施計画等に基づく整備の推進	→

2 収入の確保

(1) 県税

[県政改革方針]

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入の確保を推進する。

② 税収確保対策の推進

ア 徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

イ 県と市町との連携を推進するとともに、課税調査、滞納対策、不正軽油対策、納税環境の整備等の取組を強化する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入を確保するため、徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

[県税収入額]

(単位：百万円)

区 分	R5 ①	R6 ②	増減 ③(②-①)	前年度比 ②/①
県 税	903,700	916,300	12,600	101.4
法人関係税	269,943	294,609	24,666	109.1
個人関係税	228,846	225,952	▲2,894	98.7
地方消費税	274,413	261,464	▲12,949	95.3
その他の税	130,498	134,275	3,777	102.9

※県税：県税と特別法人事業譲与税（当初予算）

[徴収歩合]

(単位：%)

区 分	R5 ①	R6 ②	増減 ②-①
兵 庫 県①	99.2	99.2	±0
全国平均②	99.1	99.1	±0
①-②	+0.1	+0.1	±0

※兵 庫 県：当初予算における数値

※全国平均：地方財政計画等を参考に算定した当初予算における試算値

[収入未済額]

(単位：百万円)

区 分	R5 ①	R6 ②	増減 ③(②-①)	前年度比 ②/①
収入未済額	6,072	5,843	▲229	96.2%

※当初予算における数値

② 税収確保対策の推進

ア 個人県民税の滞納対策の強化

個人住民税特別対策官を中心に、徴収に関する技術支援及び情報提供を行う等、引き続き市町の徴収能力向上を支援するとともに、特別徴収を推進する。

＜支援内容＞

- ・市町間連携を推進するため、「市町間併任にかかる先進事例等の情報提供」「市町間併任を必要とする市町の仲介」等を実施
- ・法律解釈や徴収技術に関する質問・相談への対応や、県市町間を繋ぐ情報紙の発行など、徴収業務に係る情報提供機会を充実

イ 課税調査の推進

課税客体の実態捕捉のための現地調査や書面調査などの課税調査を着実に実施する。

区 分	主な内容
法人事業税	・外形標準課税対象法人を対象とした現地調査・書面調査
個人事業税	・課税対象となる事業者の現地調査・書面調査
不動産取得税	・未登記不動産、大規模不動産の調査

ウ 滞納対策の推進

財産搜索、タイヤロック前提交渉、インターネット等を活用した公売を実施する。

区分	主な内容
全般	・インターネットによる公売等、滞納処分を計画的に推進
個別	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な滞納者に対し、財産の搜索やタイヤロックによる自動車の差押え等を実施 ・自動車税種別割や個人事業税の滞納分に対し、全県一斉催告（合計年8回） ・自動車税種別割の抹消・移転分の滞納長期化防止のため、現年分より滞納処分を実施 ・高額滞納者について進行管理等を徹底し徴収を強化

エ 不正軽油対策の推進

軽油抜取調査や帳簿調査を行い、悪質な者には告発等を見据えた犯則調査に移行する。

- ・大口需要家等への重点調査を実施
- ・近畿府県と連携して抜取調査強化月間を設ける等、関係機関と協力して不正軽油製造販売業者等の摘発を推進

オ 納税環境の整備

軽油引取税の電子申告、電子納税を導入するとともに、スマートフォン決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキングなどの各種納税方法について、県ホームページや納税通知書へのチラシ同封などを通じた広報を実施する。

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○徴収歩合の向上に向けた取組	税収強化対	策本部を設置（毎年度・毎月実施）	→
○収入未済額の縮減に向けた取組	計画策定	→取組実施→検証（毎年度実施）	→

(2) 課税自主権

[県政改革方針]

① 超過課税

法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税等の超過課税については、充当事業を効果的に実施するとともに、税収動向や充当事業の実績、効果の検証を踏まえ、適時見直しを行う。

また、社会経済情勢や県民ニーズ等の変化を踏まえ、充当事業の実績と効果を検証の上、今後の計画の必要性を検討する。

② 法定外税等

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、課税自主権の活用の可能性が拡大するよう国に対し提言しつつ、その活用を検討する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 法人県民税超過課税

多様な働き方や健康で豊かな生活環境の確保を推進し、勤労者の仕事と生活の調和を実現するため、①「勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援」、②「子育てと仕事の両立支援」、③「子育て世帯への支援」のための事業を実施してきた。

第10期分は令和6年9月30日で適用期限が終了するが、人口減少や深刻化する人材不足など、勤労者を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、引き続き勤労者の仕事と調和の実現に資する事業に取り組む必要があることから、法人県民税超過課税を延長する。

なお、延長にあたっては、現行の超過税率を維持するとともに、これまでの活用実績を踏まえた事業内容の精査を行いつつ、引き続き、現行の3つの柱立てのもと、「若者・Z世代応援パッケージ」や人手不足対策の推進に資する事業に新たに充当する。

<（新）第11期分超過課税の概要>

ア 超過税率：法人税額の0.8%（標準税率1.0%に上乘せ）

イ 適用期間：R6年10月1日からR11年9月30日までに開始する各事業年度分

ウ 対象法人：資本金等の額が1億円超、又は法人税額が2千万円超の法人

エ 税収見込：195億円程度

(計画額)

(単位：億円)

区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
計画額	19	39	39	39	39	20	195

オ 充当事業

区分	事業名
勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援	<p><勤労者の能力向上> おためし企業体験事業、大学生インターンシップ推進事業、(新)高校生の県内就職促進事業、(新)理工系人材獲得促進事業、(新)地域公共交通事業者の資格取得支援、障害者雇用促進事業、(拡)起業家支援事業、起業プラザ設置運営事業、若年層向けアントレプレナーシップ教育モデル事業、IT戦略推進事業、ひょうご女性再就業応援プログラム、事業継続支援事業、(新)ものづくり支援センター運営事業、ひょうごオープンイノベーション推進事業 ほか5事業</p> <p><勤労者の労働環境の整備> 商工会・商工会議所体制整備事業、労働環境対策事業、外国人雇用HYOGOサポートデスク事業、(新)外国人材就職・定着支援事業、(新)デジタル技術を活用した雇用導入促進事業、(新)観光地域づくり人材育成事業、(新)不妊治療先進医療助成等支援、企業におけるがん検診受診促進事業 ほか9事業</p>

	<p><仕事と生活の調和の取組支援> ひょうご仕事と生活センター事業、多様な働き方推進支援事業、中小企業従業員福利厚生支援事業、ひょうごケアアシスタント事業、(拡)県内企業等人材確保支援事業(奨学金返済支援)</p>
子育てと仕事の両立支援	多子世帯保育料軽減事業、乳幼児子育て応援事業、認定こども園整備等促進事業 ほか3事業
子育て世帯への支援	こども医療費助成事業

<第10期分超過課税の概要>

ア 超過税率：法人税額の0.8%（標準税率1.0%に上乗せ）

イ 適用期間：R元年10月1日からR6年9月30日までに開始する各事業年度分

ウ 対象法人：資本金等の額が1億円超、又は法人税額が2千万円超の法人

エ 税収見込：170億円程度

(計画額・収入額) (単位：億円)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
計画額	17	34	34	34	34	17	170
収入額(※)	13	35	37	39	40		

※R2～R4：決算、R5：2月補正、R6：当初予算

② 法人事業税超過課税

<第10期分超過課税の概要>

ア 超過税率：標準税率の1.05倍

※ 1.05倍は、法人事業税と特別法人事業税を合わせた場合の税率

イ 適用期間：R3年3月12日からR8年3月11日までに終了する各事業年度分

ウ 対象法人：資本金等の額が1億円超、又は所得金額が7千万円超(※)の法人

※ 収入金額課税の場合は収入金額が5.6億円超

エ 税収見込：350億円程度

(計画額・収入額) (単位：億円)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
計画額	21	64	68	71	73	51	2	350
収入額(※)	26	88	101	104	106			

※R2～R4：決算、R5：2月補正、R6：当初予算

オ 充当事業

区 分	事 業 概 要
ポストコロナ社会における新たな産業・雇用構造の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代産業創出・育成プログラムの推進 ・科学技術基盤の機能強化、活用促進 ・産業立地条例に基づく支援制度等による県内全域にわたる産業の力強い回復の促進 ・ものづくり企業のデジタル化の加速や中小企業の経営力強化 ・若者の県内定着・就労の促進やものづくり人材の育成 ・外国・外資系企業立地の促進やポストコロナの新しいツーリズムの創出
稼ぐ力を持つ産業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・世界をリードする科学基盤を生かした次世代成長産業の創出 ・県内投資を促進する立地競争力の強化とグローバルなスタートアップ拠点の形成 ・地域社会に根ざした地場産業、商店街等の地域産業の持続・高付加価値化
環境変化に対応し、挑戦する人材の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活力を担う産業人材の確保
地域の魅力で沸き起こる交流の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・海外事業展開の推進や外国・外資系企業立地の促進 ・ポストコロナの新しいツーリズムの創出
産業立地基盤整備・防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、神戸空港、港湾の整備推進 ・津波・高潮対策の推進 ・多数の者が利用する建築物の耐震化促進

③ 県民緑税

<第4期分超過課税の概要>

ア 超過税率

- (ア) 個人：800円（均等割の標準税率1,000円に上乗せ）
- (イ) 法人：標準税率の均等割額の10%相当額

イ 適用期間

- (ア) 個人：R3年度～R7年度分
- (イ) 法人：R3年4月1日からR8年3月31日までに開始する各事業年度分

ウ 対 象

- (ア) 個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人
（一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象外）
- (イ) 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等

エ 税収見込：120億円程度

(計画額・収入額)

(単位：億円)

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
計画額	18	24	24	24	24	5	1	120
収入額(※)	19	26	26	26				

※R3～R4：決算、R5：2月補正、R6：当初予算

オ 充当事業

区 分	事 業 名 等
災害に強い森づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急防災林整備 ・ 里山防災林整備 ・ 住民参画型森林整備 ・ 針葉樹林と広葉樹林の混交整備 ・ 野生動物共生林整備 ・ 都市山防災林整備
県民まちなみ緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般緑化 ・ 校園庭、ひろば、駐車場の芝生化 ・ 屋上・壁面緑化 ・ 駅前やシンボルロードでデザイン性の高い花壇を整備 ・ 都心緑化

④ 法定外税

ア 国への提言

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、法定外税をはじめとして、超過課税、わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）など、課税自主権の拡大について国に提言を実施

イ 課税自主権の活用の可能性の検討

国への提言の結果を踏まえ、課税自主権の活用の可能性を検討

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○超過課税充当事業の見直し		充当事業の適時見直し	→
○次期計画の必要性検討		法人事業税超過課税及び 県民緑税に係る次期計画 の必要性検討	→

(3) 諸収入

[県政改革方針]

① 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図る。

② ネーミングライツ

対象施設の拡大や企画提案型募集の開始、イベントスポンサーの募集等により、ネーミングライツの導入を拡充・促進する。

③ 広告収入

県施設や広報紙、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保する。

④ ふるさと納税・寄附等

ア 個人からの寄附（ふるさとひょうご寄附金等）

寄附者の共感と賛同を得て寄附を集める魅力ある事業を検討するとともに、本県ならではの魅力的な返礼品の充実、効果的な広報・PRを展開する。

イ 企業等からの寄附（企業版ふるさと納税等）

企業に兵庫県の地域創生の取組への参画を促す魅力ある対象事業を充実させるとともに、本県にゆかりのある企業等への積極的な営業活動を展開する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 使用料・手数料

以下の使用料・手数料について、設定や見直しを実施

ア 使用料・手数料の設定

工業技術センター機械器具使用料、兵庫県立総合射撃場使用料、既存建築物の大規模修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の閑話に係る認定申請手数料

イ 使用料・手数料の見直し

人と防災未来センター駐車場使用料、丹波の森公苑使用料、工業技術センター機械器具使用料、介護支援専門員証交付申請手数料、漁港占用料、港湾施設使用料、手数料標準政令改正に伴う手数料の改正

② ネーミングライツ

ア 対象施設の拡充

企業のニーズを的確に捉え、対象施設を拡充

※R5.12月末現在で、70施設を対象に14施設で契約

イ 積極的な営業活動の推進

施設近隣の企業や施設に関連のある企業、指定管理者等に対し、導入を引き続き提案

ウ 新たな取組の実施

(7) 企画提案型募集の実施

特定の施設を対象にスポンサー募集を行う従来の「対象提示型」に加えて、事業者からの提案に応じて対象化を検討する「企画提案型」を導入

(イ) イベント冠スポンサーの導入

県主催イベントの冠スポンサー枠を新たに追加

③ 広告収入

ア 広告収入による自主財源の確保

県庁舎や県民利便施設等への広告掲載や、デジタルサイネージを導入

イ 企画提案型募集の実施

県があらかじめ指定した広告媒体だけでなく、企業等が導入を希望する対象を提案する企画提案型の手法を新たに実施

④ ふるさと納税

ア ふるさとひょうご寄附金

(7) 魅力ある活用事業の検討

ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえ、寄附者の共感と賛同を得て寄附を集めることができるよう、SDGsの取組を推進する事業など、魅力ある事業を推進

(イ) 返礼品の充実の推進

魅力的な地場産品や農林水産物を積極的に採用するとともに、本県の観光資源等を活用できる旅行型返礼品の拡充

(ウ) PRの取組の推進

- ・各事業に関連する団体や個人への広報、イベント等と連携したPR等を実施し、活用事業の魅力幅広く発信
- ・寄附活用実績に係るレポート等を充実させ、リピーターの確保を推進

(エ) 遺贈寄附の促進

金融機関や弁護士会、専門事業者等と結成した「兵庫県遺贈寄附啓発コンソーシアム」において、遺贈寄附に係る広報やセミナー、相談会等を実施

イ 企業版ふるさと納税

(7) 魅力ある事業の充実

企業の寄附ニーズを的確に捉えた地域創生に関する魅力的な事業を充実

(イ) PR の取組の推進

本県とゆかりのある企業や事業に関連する企業等への積極的な営業活動を展開

【主な取組の工程表 (R6～R8)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
【使用料・手数料】 ○使用料・手数料の適正		社会経済情勢の変化等を踏まえ、	適宜見直し →
【ネーミングライツ】 ○新たな取組の検討		ネーミングライツスポンサーの募集と 対象施設の拡充に向けた検討	等 →
【ふるさとひょうご寄附金】 ○魅力ある活用事業の検討		寄附の募集、事業の検討	等 →
【企業版ふるさと納税】 ○魅力ある活用事業の検討		寄附の募集、事業の検討	等 →

(4) 資金管理

[県政改革方針]

① 資金調達

市場環境や投資家ニーズを捉えた柔軟な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進するとともに、発行年限の多様化やSDGs債の活用など、多様な調達手段を確保する。

② 資金運用

「兵庫県及び関連公社等資金運用方針」に基づき、歳計現金の収支状況に留意しつつ、保有する資金の安全かつ有利な運用を行うとともに、グループファイナンスの積極的な活用など、市場環境を踏まえた柔軟かつ機動的な資金運用を推進する。

(具体的な取組内容 (令和6年度))

① 資金調達

- ・金利の変動性が高まっていることを踏まえ、日銀の金融政策の動向を注視しつつ、市場環境や投資家ニーズを捉えた機動的・弾力的な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進
- ・投資家への個別IR活動を積極的に展開し、新規投資家の確保等による県債引受基盤の更なる強化を推進するとともに、発行年限の多様化等を通じ、多様な調達手段を確保
- ・SDGsの取組の一環として、グリーン化を推進する本県の施策を広くPRし、一層の機運醸成や施策の推進を図るとともに、県債の購入を通じた投資家の県政への参画を推進するため、SDGs債（グリーンボンド）の発行を継続
 - ア 本県単独での機関投資家向け債券の発行
 - イ 地方団体（道府県等）と共同での機関投資家向け債券の発行
 - ウ 県内市町と共同での個人向け債券の発行

② 資金運用

- ・金融機関からの一時借入金利子を抑制することを基本とし、安全かつ有利な資金運用を推進
- ・債券運用については、満期償還を迎える債券の再投資及びグループファイナンスの活用を基本とし、資金状況・金利動向を適切に見極めながら購入を検討
- ・果実運用型基金など、事業資金確保等の必要性があるものについては、長期の債券を優先的に充当することを検討

【主な取組の工程表 (R6～R8)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R6年度	R7年度	R8年度
○安定的かつ低利な資金調達の推進	市場環境	・投資家ニーズを捉えた機動的かつ弾力的な起債運営の推進	→

(5) 債権管理

[県政改革方針]

債権管理推進本部の下、債権毎の債権管理計画に基づいた債権の回収・整理を推進し、収入未済額を縮減する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 収入未済額の縮減に向けた取組の推進

令和3年度末の収入未済額が1千万円以上となっている債権を特定債権として指定し、令和4年度～6年度の3年間における個別の目標を設定した債権管理目標に基づき計画的な収入未済額の縮減を推進

【特定債権(13債権)の収入未済額と現年回収率の目標】(単位：百万円)

区 分	R4～6年度目標	【参考】R4年度実績
収入未済額	8,177	8,739
現年回収率	99.2%	99.2%

[目標達成に向けた取組]

ア 目標達成に向けた取組の進行管理の実施

債権管理推進本部の下、各部局の債権管理委員会において、債権管理目標の達成に向けた取組の推進、収入未済額縮減に有効な債権管理手法の検討を実施

イ 債権管理支援チームによる支援

債権所管課職員の専門的・法的知識の向上や徴収ノウハウの全庁共有を図るため、徴収実務経験のある講師等を招聘して研修会を開催するとともに日常的な相談助言を実施

ウ 徴収力の強化

県税との連携による徴収力強化(強制徴収公債権)、債権回収専門会社への外部委託(私債権)、施設使用許可の取消し及び物件公売、コンビニ収納の実施等により徴収力を強化

エ 債権放棄の実施

合理的方策を講じても、回収が困難である債権については、条例に基づいて債権を放棄
(参考：令和4年度債権放棄額 105,799,814円)

② その他

新型コロナウイルス感染症や自然災害、サプライチェーンリスク等に伴う経営悪化により徴収猶予を行った貸付先の状況をきめ細かく情報収集し、滞りなく債権回収を推進するとともに、経営支援の充実等により、新たな収入未済額の発生を抑制

【主な取組の工程表 (R6～R8)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R6年度	R7年度	R8年度
【特定債権の回収・整理】 収入未済額の縮減に向けた取組の推進 ○目標達成に向けた取組の進行管理の実施 R4～6の目標 実績取りまとめ・検証 → 取組			
R7～9の目標 実績検証・目標設定 →	取組	実績取りまとめ・検証 →	取組
○債権管理支援チームによる支援等 随時実施			→

(6) 県有資産の活用

[県政改革方針]

① 長期保有土地の処理

「長期保有土地の処理に関する基本方針」の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進する。

[処理の基本方針]

ア 庁内、公社等での利活用

イ 地元市町等への売却、譲渡、交換、貸付

ウ 県、市町等での利活用が見込めない用地は民間売却を基本

エ 山林のうち、直ちに利活用が見込めない場合は、県有環境林として当面の間適正管理

オ 地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携して利活用方策の検討を推進

② 県有環境林の適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討する。

③ 地元市町と連携した利活用の推進

地元市町から取得要請等があった用地など、地元市町との連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進する。

④ 公舎

公舎について、入居率の動向や地域性等を踏まえ、公舎間の相互利用を図りながら、必要な見直しを図るとともに、計画的な維持管理を適正に行う観点から、入居料の改定を行う。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 長期保有土地の処理

長期保有土地の処理に関する基本方針の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進

ア 庁内、公社等、地元市町等における利活用の推進

各部次長級で構成する「県有財産等活用推進会議」を活用し、庁舎横断的な利活用や市町等への売却、譲渡、貸付等を推進

イ 市に長期間貸付している土地の処分の推進

地元市との土地交換を含めた売却交渉を進めるとともに、民間への売却も検討

ウ 未利用地の有効活用及び販売促進の推進

(ア) 未利用地の処分を促進するための支援制度

a 業務支援制度の継続

境界確定や登記等、用地売却に必要な業務について、専門的な知識と経験を有する土地開発公社等による業務支援を実施

b インセンティブ制度の復活

売却の促進が特に必要と認められる土地について、売却のための条件整備が整った時点で土地鑑定価格の一定割合をインセンティブ予算として部局に配分

(イ) 民間売却等の推進

入札機会の最大限確保、CATV や市町広報紙等の活用による広報の強化、物件所在地の宅建業者への情報提供の拡充、新たな売却物件の確保などにより民間売却処分を促進

また、次の取組による広報強化を図り、売却等を促進

a 空き家・空き地情報検索サイトの活用

不動産情報検索サイトに物件情報を掲載し、兵庫県への移住希望者等に対する広報を強化

b 金融機関や地元不動産業者等への物件情報の提供

金融機関や地元不動産業者、産業団地の立地企業等への物件情報の提供により、土地を探している個人や企業とのマッチングを実施

c 専門家の意見を踏まえた利活用方法の検討

宅建業協会、全日本不動産協会、不動産鑑定士等の専門家から意見を求め、効果的な売却手法や定期借地の可能性等の利活用方法を検討

② 県有環境林の適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討

③ 地元市町と連携した利活用方策検討の推進

地元市町から取得要請等あった用地など、地元市町と連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進

ア 丹波篠山市小多田用地

市が文化財及び森づくり演習林としての利活用方策を検討、実施

イ 三田市酒井・畦倉用地

市と連携して、地元地区全体の活性化を含めた利活用方策を検討

ウ 丹波市柏原駅南用地

柏原交流ゾーン整備基本構想に基づき、地元地区全体の活性化を含めた利活用方策を検討

④ 公舎

ア 職員公舎

入居率の動向等を勘案し、幹部用公舎との相互利用を促進しながら、適切に維持管理を実施

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置
- ・入居率 50%未満、または、築 47 年を超える公舎を廃止

区 分	H19	H30	R5 見込	
				今後廃止予定 3公舎除く
管理戸数（戸）	1,396	692	547	416
入居戸数（戸）	868	393	296	255
入 居 率（%）	62.2	56.8 (68.1)	54.1	61.3

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数、（ ）は、入居抑制を行っている公舎を除いた入居率

※3公舎(落合・和田山村中・洲本宇原(計 131 戸))は、耐用年数をもって廃止予定

イ 幹部用公舎

(ア) 入居率の動向や業務上の必要性等を勘案しながら適正に維持管理を実施

(イ) 石屋川、柏原松ノ本、洲本山手の空き部屋を職員公舎として活用し入居を促進

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置
- ・入居率 50%未満、または、築 47 年を超える公舎を廃止

区 分	H19	H30	R5 見込
管理戸数 (戸)	130	102	83
うち借上分	31	10	10
入居戸数 (戸)	103	85	55
入 居 率 (%)	79.2	83.3	66.3

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

※H19の管理戸数・入居戸数には石屋川公舎1号棟を含む(H26職員公舎として16戸を移管済み)

ウ 事業用公舎

未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3年以上未入居で廃止

区 分		H19	H30	R5 見込
福祉部	管理戸数 (戸)	15	14	14
	入居戸数 (戸)	11	4	2
	入 居 率 (%)	71.3	28.6	14.3
農林水産部	管理戸数 (戸)	48	21	21
	入居戸数 (戸)	29	13	13
	入 居 率 (%)	60.4	61.9	61.9
土木部	管理戸数 (戸)	49	11	4
	入居戸数 (戸)	22	3	0
	入 居 率 (%)	44.9	27.3	0
計	管理戸数 (戸)	112	46	28
	入居戸数 (戸)	62	20	10
	入 居 率 (%)	55.4	43.5	35.7

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

※土木部管理公舎4戸のうち、2戸は廃止手続中

エ 災害待機宿舎

発災初動時に迅速化かつ的確な対応を行うため、要員確保に必要な待機宿舎を存置するとともに、適正に維持管理を実施

区 分	H19	H30	R5 見込
管理戸数 (戸)	77	77	76
入居戸数 (戸)	71	62	64
入 居 率 (%)	92.2	80.5	84.2

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

オ 病院局・企業庁事業用公舎

(ア) 病院局

- ・全て借上げの契約となっており、従業員の増減により借り上げ戸数を精査

(イ) 企業庁

未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3年以上未入居で廃止

区 分		H19	H30	R5 見込
病院局 (借上公舎含む)	管理戸数 (戸)	759	905	1,090
	うち借上げ分	403	870	1,090
	入居戸数 (戸)	421	747	860
	入 居 率 (%)	55.5	82.5	78.9
企業庁	管理戸数 (戸)	24	11	11
	入居戸数 (戸)	16	9	7
	入 居 率 (%)	66.7	81.8	63.6

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

カ 教職員公舎

(ア) 行財政構造改革推進方策 (H20-H30) に基づき見直しを行った結果、存置することとした 37 公舎 390 戸について、入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要戸数を再検証

(イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性 (民間住宅確保が困難等) から必要な公舎を存置
- ・法定耐用年数である築後 47 年を超える公舎から見直しを行い、計画的に廃止

区 分	H19	H30	R5 見込	
				今後廃止予定 公舎除く
管理戸数 (戸)	1,000	470	436	390
入居戸数 (戸)	743	339	298	259
入 居 率 (%)	74.3	72.1	68.3	66.4

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

キ 教育委員会事業用公舎

(ア) 未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2 年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3 年以上未入居で廃止

(イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

区 分	H19	H30	R5 見込
管理戸数 (戸)	64	18	8
うち借上分	0	1	0
入居戸数 (戸)	48	16	7
入 居 率 (%)	75.0	88.9	87.5

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

ク 警察待機宿舎

大規模災害等発生時の初動措置に必要な待機宿舎について、施設の耐震性能、地域性及び入居率の動向等を踏まえ、必要戸数を再検証

区 分	H19	H30	R5 見込
管理戸数 (戸)	1,592	1,017	797
入居戸数 (戸)	1,046	570	356
入 居 率 (%)	65.7	56.0	44.7

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

※待機宿舎には独身寮は含まない

【主な取組の工程表 (R6～R8)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○未利用地の有効活用及び販売促進の推進	R4 予算で実施	R5 予算で実施	R6 予算で実施
○民間売却等の推進			
【公舎】			
○教職員公舎	・ 必要戸数の再検証 ・ 入居料の改定		
○警察待機宿舎	・ 必要戸数の再検証		

3 公営企業、公社等の運営

(1) 企業庁

[県政改革方針]

① 経営改革の推進

令和5年度に策定した兵庫県企業庁経営戦略(令和6～15年度)に基づき、経営環境の変化に応じた経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

ア 経営状況の評価・検証

事業ごとに策定する投資・財政計画や評価指標等に基づき、中長期的な視点も含め、経営状況の評価・検証を行う。

イ 経営情報の透明性向上

資産評価の適正化や財務情報の適切な提供など情報の透明性の向上を図る。

② 地域整備事業

ア 地域整備事業のあり方検討

- ・中長期的に厳しい経営状況にあることから、「地域整備事業のあり方検討についての報告書(令和6年2月)」に示された基本的な方向性等を踏まえつつ、地域整備事業の意義や必要性、課題等を検証し、会計の存廃も含めて抜本的な見直しを行う。
- ・個別事業については、地元市町など関係者の意見も丁寧に聴きながら、今後の展開に向けた基本的な方針及びロードマップを検討していく。
- ・その際、地域の持続性の維持や活性化等、事業が担ってきた公益性に十分に配慮しつつ、県全体として事業のあり方を検討するとともに、議論の透明性確保に留意する。

イ 企業債償還財源の確保

企業債償還の本格化に伴う今後の地域整備事業会計の資金残高の状況を踏まえ、資金不足対策を早急に行う。

保有資産の売却、一般会計との貸借関係の整理、企業庁内での他会計からの資金融通による対策を行うほか、進捗調整地の活用・処分もあわせて検討する。

なお、進捗調整地の処理方針については、過去の経緯や公益性、県民負担を考慮しつつ、県全体として多様な視点で議論を進める。

(具体的な取組内容(令和6年度))

① 経営改革の推進

ア 経営状況の評価・検証

外部委員によって構成する企業庁経営評価委員会において、投資・財政計画等の進捗状況や各事業の経営状況の評価を行う。

イ 経営情報の透明性向上

適切な指標のもとに経営の実態を正確に把握するとともに、企業庁経営評価委員会における経営評価の状況等を、県民にわかりやすい形で公開する。

② 地域整備事業

ア 地域整備事業のあり方検討

- ・広く関係者を交え地域整備事業の意義や必要性、長期的な課題等を検証し、事業会計の抜本的な見直しを行う。
- ・個別事業については、事業の公益性に十分に配慮しつつ、地元市町の意見聴取を行うなど関係者との丁寧かつ十分な調整のもと、事業の特性に応じた展開方向を検討する。

イ 企業債償還財源の確保

令和5年度以降、令和20年度までの間に償還が必要となる企業債残高は768億円であり、今後急速に資金繰りの悪化が見込まれることから、資金不足対策を行う。

(7) 事業の合理化、保有資産の処分

貸付中の土地等の売却を進める（令和6年度：3.8ha、約14億円見込）ほか、多様な視点から事業の合理化や、保有資産の活用・処分を検討する。

(イ) 一般会計との貸借関係の整理

令和5年度の貸借関係の整理に引き続き、地域整備事業会計の資金残高を踏まえ、貸借関係の順次解消を行っていく。

※ 企業会計から一般会計への貸付残高：201億円（R5年度末時点）

・地域整備事業会計	78億円
・企業資産運用会計	123億円

(ウ) 進度調整地の活用・処分

進度調整地については、①民間への売却、②地域の活性化につながる事業化、③県有環境林としての活用等を、公益性の発揮、費用と効果のバランスを視野に、多様な視点から議論を進める。

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6年度	R7年度	R8年度
○経営戦略の改定	投資・財政計画等の評価・検証により適宜改定 →		
○地域整備事業会計のあり方検討	一般会計との役割分担を含め、県全体として会計のあり方を検討 →		
○個別事業のあり方検討	地元市町等と調整を行い、基本的な方針等を検討 →		
○一般会計との貸借関係の整理	地域整備事業会計の資金残高を踏まえ、順次解消 →		
○進度調整地の処理方針	費用と効果のバランスを視野に、多様な視点から議論 →		

(2) 病院局

[県政改革方針]

① 経営改革の推進

第5次病院構造改革推進方策に基づき、DPC 対応力強化や診療機能に見合った収益確保策を推進するとともに、物価上昇等により増加するコストの節減に努め、経常赤字の縮減を図る。

また、圏域ごとの医療需要を考慮した上で、適切な役割を果たすための抜本的な経営改革を検討・実施する。

② 医療の質の更なる向上

ア 診療機能の高度化

必要な医療機器の整備や診療機能・体制の拡充等により、診療機能の高度化を推進する。

イ 機能分化・連携強化

進行中の統合再編・建替整備を着実に推進し、高度専門・特殊医療の更なる充実を図る。

各病院が担うべき役割や機能を明確にし、必要に応じた診療機能の最適化や関係機関との連携強化を推進する。

ウ 平時からの新興感染症への対応

兵庫県感染症予防計画を踏まえ、新興感染症流行時に医療を必要とする全ての県民が必要な医療を受けられるよう、重症患者等への重点化を基本とした役割の確実な遂行に取り組む。

③ 運営基盤の強化

医師に対する時間外労働上限規制の適用開始を踏まえ、働き方改革を進めながら、政策医療の安定的かつ継続的な提供、新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 経営改革の推進

ア 令和6年度の経営計画

- ・病床稼働率は、令和5年度決算見込 79.4%から 4.0ポイント改善の 83.4%の見込
- ・コスト圧力の高まりに伴う各種費用の増加傾向は続き、経常損益は 48 億円の赤字の見込
- ・各病院で検討した今後の経営改善対策の取組を着実に実施し、診療機能に見合った収益の確保や費用の縮減に努める

【医業収益に対する各費用項目の比率：給与費 57.3%、材料費 33.5%、経費 19.8%】

イ 抜本的な経営改革に係る取組

- ・クリニカルパスの推進や PFM 強化による在院日数の適正化等、DPC 対応力の強化による医療資源の効率化・均質化・標準化を実施
- ・適切な診療報酬請求や利用料金の適時適切な見直し等、診療機能に見合った収益確保策を推進
- ・提供すべき医療機能に見合う人員配置の適正化や病院間 BM システムを活用した材料費の適正化、委託業務の仕様見直しによる経費削減等、各種コストの節減を実施

ウ 適正な設備投資・施設管理

- ・県立病院に求められる医療機能を発揮するための必要性や採算性等を考慮し、計画的な設備投資を実施
- ・DX の取組や医師の働き方改革プロジェクトチームの議論の結果を踏まえた投資に取り組むとともに、スケールメリットを活かした一括発注・保守など、調達・維持コストの縮減を実施

② 医療の質の更なる向上

ア 診療機能の高度化・効率化

- ・「兵庫県保健医療計画」や関連計画で定められた各病院の役割及び地域の医療連携体制を踏ま

- え、他の医療機関との役割分担・連携のもと、高度専門・特殊医療を提供
- ・投資の必要性や採算性、効果見込みの妥当性を見極め、診療機能・体制の拡充を実施

イ 機能分化・連携強化

- ・地域の医療需要や他の医療機関の状況等を踏まえ、県民から必要とされる高度専門・特殊医療を中心とする政策医療を的確に提供
- ・医師等の派遣やICTを活用した診療情報連携や遠隔医療、医療機器の共同利用等を実施し、他の医療機関や関係機関との連携強化を推進
- ・計画的な統合再編や建替整備の推進

病院名	種別（整備場所）	取組内容
西宮総合医療センター（仮称） （西宮病院） ※西宮市立中央病院との統合	統合再編整備 （西宮市津門大塚町）	建設工事 ※令和8年度開院予定
がんセンター ※建替整備	建替整備 （明石市北王子町）	建設工事 ※令和8年度開院予定

ウ 平時からの新興感染症への対応

- ・各病院が県と締結する協定に基づき、新興・再興感染症発生時の病床確保等のシミュレーションや医療人材の育成を推進
- ・各医療圏域における健康福祉推進協議会等への参画により、医療機関間の役割の明確化と連携強化を推進

③ 運営基盤の強化

ア 「医師の働き方改革」の推進

医師の働き方改革プロジェクトチームの検討結果を踏まえ、医師から他職種へのタスク・シフト/シェアや複数主治医制などの業務の平準化・効率化、ICTの活用による労務管理の徹底等、医師の時間外労働の縮減及び健康確保に向けた取組を更に推進

イ 医師確保対策の推進

優秀な若手医師の確保・育成及び地域偏在や特定診療科での医師不足に対応するため、県立病院群のスケールメリットを活かした研修制度や研修基盤の充実を図るとともに、医師修学資金制度の実施や医師にとって魅力的な環境整備等を推進

ウ 看護師確保対策の推進

新病院整備や診療機能の高度化、看護師の地域偏在に対応するため、看護師採用試験の環境整備や修学資金制度の実施等による安定的な看護師確保に取り組むとともに、キャリア支援や離職防止等のため、認定看護師養成派遣制度や他の県立病院への長期研修制度の実施など、魅力ある環境の整備を推進

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○経営改善等の取組	第5次病院構造改革推進方策に基づく取組の推進		
○県立病院の建替整備の取組	【西宮総合医療センター（仮称）】		→
	【がんセンター】	建設工事・開院	→
		建設工事・開院	→

(3) 流域下水道事業

[県政改革方針]

① 自立・安定的な経営の確保

「兵庫県流域下水道経営戦略」のもと、中長期的な視野に基づく計画的な経営を推進する。

② 持続可能な事業運営の推進

- ア 施設更新・維持管理については、経営戦略等の計画を踏まえ、計画的・効率的に推進する。
- イ 国提案や下水道協会要望などの機会を最大限に活用した要望活動の継続的な実施により、必要な予算の確保につなげる。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 自立・安定的な経営の確保

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」について、事業年度終了後ごとに進捗状況を管理する。

② 持続可能な事業運営の推進

ア 施設更新・維持管理の実施

(7) 施設更新

「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」に基づき、経過年数や劣化の状況を踏まえ、必要性・緊急性の高い施設から計画的かつ最新技術を活用した施設更新を行うとともに、施設の長寿命化を推進する。併せて、地震時の機能停止リスクの低減を実施する。

[令和6年度の計画（主な工事）]：

武庫川上流	管理棟他中央監視制御設備改築工事
武庫川下流	3系雨水沈殿池機械設備工事

(4) 維持管理

省エネ機器の導入により電力使用量等の削減を進め、運営のさらなる効率化を図る。

[令和6年度の計画（主な導入機器）：低圧損型メンブレン式散気装置（加古川下流）]

イ 要望活動の継続的な実施

国提案（夏・冬）や、日本下水道協会定時総会・下水道事業促進全国大会の開催に合わせた要望活動を実施する。

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○持続可能な事業運営の推進	→		
	<ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の施設更新・設備導入について ・国提案や下水道協会の要望活動の継続的な実施 	計画的に実施	

(4) 公社等

[県政改革方針]

① 公社等のあり方の見直し

社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、公社等が担う行政サービスの必要性を検証し、県の公社等に対する財政支出や人的支援の適正化を図るため、外部委員会の議論も踏まえ公社等のあり方について検討し、存廃も含めてゼロベースで見直しを行う。

ア 分収造林事業のあり方検討

ひょうご農林機構の分収造林事業については、分収造林事業のあり方検討委員会の報告を踏まえ、県として今後の適正な森林管理及び債務整理の方針について検討し、事業の抜本的な見直しを図る。

② 公社等の運営の見直し

引き続き存続する公社等においても、真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

ア 経営の安定化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

イ 職員数の見直し

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

ウ 給与の見直し

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

エ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

オ 運営の透明性の向上

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

③ 第三者委員会による点検・評価

外部有識者等で構成する第三者委員会において、専門的見地から公社等の今後のあり方等について、指導・助言等を行う。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 公社等のあり方の見直し

ア 見直しの目的

(ア) 県は、県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、公社等を活用する必要性や関与のあり方について見直し、財政支出や人的支援の適正化を図る。

(イ) 公社等は、社会経済情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえ、執行体制や事業の見直しなど、今後のあり方を検証し、より効率的・効果的に事業を推進する。

イ 見直しの視点

(ア) 県が公社等を活用する必要性

県が施策を実施する上で、県直執行と比較した事業実施における効率性、公社等の専門性の活用、民間事業者等での代替性等、公社等の必要性について見直し

(イ) 公社等への県の関与のあり方の見直し

公社等を活用する事業の見直しに伴い、人的支援、財政支出を点検するなど、公社等への県の関与について見直し

(ウ) 公社等のあり方の検証

公社等において事業の必要性や今後の事業見込み、経営の持続性、業務運営の効率性等の観点から、今後のあり方を検証

ウ 見直しの進め方

公社等運営評価委員会の意見を踏まえ、全ての公社等について、「廃止」「統合」「自立・民営化」「存続」の方針を決定

(ア) 分収造林事業のあり方検討

ひょうご農林機構の分収造林事業については、分収造林事業のあり方検討委員会の報告を踏まえ、森林の多面的機能の維持等を考慮した適正な森林管理及び県財政への影響等を考慮した適正な債務整理の方針について検討し、事業の抜本的な見直しを図る。

② 公社等の運営の見直し

引き続き存続する公社等においても、真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

ア 経営の安定化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

イ 職員数の見直し

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

ウ 給与の見直し

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

エ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

オ 運営の透明性の向上

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

③ 第三者委員会による点検・評価

外部有識者等で構成する公社等運営評価委員会において、専門的見地から公社等のあり方等について、指導・助言等を行う。

【主な取組の工程表 (R6～R8)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○公社等のあり方の見直し	公社等運営評価委員会報告を受け、今後の方針を決定	方針に基づき	取組を推進

(5) 兵庫県公立大学法人

[県政改革方針]

① 魅力ある大学づくりの推進

ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進する

イ 兵庫県立大学

(7) 教育・研究充実のための大学改革の推進

第二期中期目標の達成を目指すとともに、将来構想の策定並びに次期中期目標・中期計画への反映を通じて、学部・学科の改編検討などの大学改革を推進する。

(4) 産学官連携など社会貢献の充実強化

リスキリング教育の充実や研究成果の社会実装の強化など、社会貢献機能強化に向けた取組を推進する。

ウ 芸術文化観光専門職大学

(7) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

設置計画に定める教育課程等を完成年度まで着実に実施するため、中期目標・中期計画に定める取組を推進し、地域に根ざした教育研究活動を展開する。

(4) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

地域の企業・団体、行政、地域住民等多様な主体と協働しながら社会貢献に関する取組を推進する。

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

両大学の情報共有や経営資源の相互利用などの連携を進め、教育・研究・社会貢献の各分野における高度化や相乗効果を発揮させる。

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

理事長、学長の連携を強化しながら、大学の魅力向上に向けた戦略的な経営を、設置者である県と密接に連携しながら推進する。

ウ 教職員の適正配置の推進

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、大学改革等に必要な人材を確保し適正に配置する。また、人員配置の適正化や教職員の任用形態の多様化の検討を行う。

エ 持続可能な財務構造の維持

設置者である県からの運営交付金等の算定基準に基づく適切な財務管理を行うとともに、大学としても共同研究や受託研究など自主財源の獲得に積極的に取り組み、持続可能な財務構造を維持する。

③ 高等教育の負担軽減

兵庫の若者が、学費負担への不安なく安心して希望する教育を受けることができる仕組みづくりを目的として、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学において、県内在住者の授業料等を無償化する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 魅力ある大学づくりの推進

ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進

イ 兵庫県立大学

(7) 教育・研究充実のための大学改革の推進

県が策定した第二期中期目標の達成を目指すとともに、将来構想の策定と次期中期目標・中期計画への反映を通じて、大学改革を推進

a 社会の変化に的確に対応した大学改革の推進

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、時代に即応した学部・学科の改編等を検討

b グローバル教育の推進

国際商経学部グローバルビジネスコースや副専攻グローバルリーダー教育プログラムでのグローバル教育の推進に加え、附属及び県内高校との連携強化によるグローバル人材の育成

c 姫路工学キャンパスの整備

狭隘化、老朽化が顕著な姫路工学キャンパスについて、最先端工学研究、産学連携及び地域支援の拠点として機能の向上を図るため、計画的に建替

(イ) 産学官連携など社会貢献の充実強化

a 研究基盤の産業利用促進

ニューズバル及び国の研究機関等の研究基盤を活用した産業支援や産学共同研究を促進

b 新長田ブランチ（仮称）におけるリスクリング教育等の推進

リスクリング教育等の拠点として新長田ブランチ（仮称）を開設（令和6年10月予定）し、企業との共同研究、起業人材の育成、社会人向けDX人材育成等を推進

c 研究成果の社会実装の推進

組織改編により再編設置する社会価値創造機構（仮称）を中心に研究支援と学内・企業・自治体等の連携強化を図り、研究成果の社会実装を推進

ウ 芸術文化観光専門職大学

(ア) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

設置計画に定める教育課程等を完成年度まで着実に実施

(イ) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

中期目標・中期計画に定める地域貢献に関する取組を推進

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

法人として2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう円滑に運営

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

(ア) 戦略的な法人経営体制の整備

理事長のリーダーシップのもと、戦略的な法人経営を行う体制を推進

(イ) 戦略的広報の展開によるブランドの構築と知名度の向上

学長による記者会見やSNSの積極的な活用など、ターゲットに応じて効果的に教育研究成果等の情報発信を行い、大学の知名度向上やブランドを構築

ウ 教職員の適正配置の推進

大学改革の実現に向け、将来を見据えた教員配置の最適化や大学の運営力を高める事務局体制の強化を推進

エ 持続可能な財務構造の維持

(ア) 効率的経営の推進

外部資金の間接経費等の経営資源を活用した先導的・創造的な研究への重点配分の実施

(イ) 自立的経営の推進

競争的研究資金や公募型研究事業への積極的申請、採択率の向上による外部資金の獲得

③ 高等教育の負担軽減

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学において、県内在住者の授業料を在学生（高学年）より段階的に無償化

【令和6年度無償化対象者】

- ・学部生 新4年生
- ・大学院生 前期課程新2年生、後期課程新3年生

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6年度	R7年度	R8年度
地方独立行政法人法の規定に基づく ○法人評価委員会による評価		第二期中期目標期間の全体評価	
○中期目標等の策定	第三期中期目標・中期計画の策定（期間 R7～R12）		
○兵庫県立大学、芸術文化観光専門職大学の授業料等無償化	学部新4年生、大学院前期課程新2年生、後期課程新3年生の無償化を実施	学部新2～4年生、大学院全学年の無償化を実施	学部・大学院ともに全学年無償化を実施（制度完成）

Ⅱ 行政運営

1 組織

(1) 本庁

[県政改革方針]

① 部

現行 12 部体制を基本とし、引き続き、政策課題への的確な対応や、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効果的かつ効率的な執行を図る。

② 局・課室

部長を中心とする責任体制を構築し、責任所在の明確化と柔軟に課題対応するため、「部-課」制を基本としつつ、必要に応じて部の下に「局（室）」を設置する。

また、臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するために設置しているタスクフォースは、進捗に応じて整理・見直しを図る。

ア 局

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ 課室

(ア) 多様化・複雑化する行政課題に的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を集中的に処理できる効率的な規模となるよう課室の大括り化を実施する。

(イ) ボトムアップ型県政の推進には、各部の政策立案・調整機能の向上が必要であることから、見直し後の各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。

(ウ) その他、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、新設・再編を行う。

③ 本部体制

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

(具体的な取組内容（令和 6 年度）)

① 部

引き続き、政策課題への的確な対応や、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効果的かつ効率的な執行を図られる部の体制とする。

② 局・課室

ア 局

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ 課室

引き続き、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、必要な課室の新設・再編を行う。

③ 本部体制の活用・見直し

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、引き続き、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

(2) 地方機関

[県政改革方針]

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。

なお、県民局・県民センター体制のあり方については、引き続き、見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づき「阪神県民局」としての統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センターの各事務所については、地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

ア 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

イ 中核市への児童相談所の移管の働きかけや、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 県民局・県民センター体制の継続

現地解決型の総合事務所体制として、引き続き、県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応できる体制を引き続き推進する。なお、県民局・県民センター体制のあり方については、引き続き見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局の統合

「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づく統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結した。「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センター各事務所

地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

ア 特定の行政課題への的確な対応

(ア) 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制を推進する。

(イ) 公共職業能力開発校のうち、県立ものづくり大学校、県立但馬技術大学校及び県立神戸高等技術専門学院については、産業構造等の変化等に対応した訓練の更なる充実などを行うために、3校を一体的に運営する方向で必要な組織体制等を引き続き検討する。

イ こども家庭センター

増加が懸念される児童虐待について、速やかな対応の強化が必要となっていることを踏まえ、川西こども家庭センター一時保護所の開設（令和7年度）に向けた準備を進める。

また、中核市への児童相談所の移管の働きかけを進めるとともに、中央こども家庭センターの現地建替、移転について、引き続き検討する。

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○公共職業能力開発校の見直し			→
	一体化運営に向けた見直しの検討	※次期職業能力開発計画策定時（令和8年度）に見直し成果の検証等を行う。	
○川西こども家庭センター一時保護所の開設	→	開設	→
	開設準備		

(3) 教育委員会

[県政改革方針]

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進するため、高等学校教育、義務教育、特別支援教育などにおける教育課題等に横断的に取り組める体制の構築に取り組む。

② 教育事務所

6 教育事務所体制を基本とし、複雑化する学校課題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に対し、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校への支援をするため、「学校問題サポートチーム」をはじめとした組織的な取組を実施する。

なお、市町との役割分担等を踏まえつつ、あり方については引き続き検討する。

③ その他

今後一層期待される生涯教育や生涯スポーツの発展に対応できるよう、教育委員会と知事部局との役割分担を踏まえた推進体制の構築を検討する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進させるため、不登校対策等の多様な教育課題等に効果的・効果的に対応できる体制を維持・更新する。

② 教育事務所

複雑化する学校課題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に対し、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校への支援をするため、「学校問題サポートチーム」をはじめとした組織的な取組を実施する。

(4) 警察

[県政改革方針]

① 警察本部

治安情勢の変化等を踏まえ、専門的かつ広域的に対応できる体制の整備と充実を図る。

② 警察署

「警察署等再編整備計画」に基づき、警察署再編地域の治安情勢を検証し、更なる対策の可否を検討する。

③ 交番・駐在所

人員と施設の集約により、警察官を集中配置し、交番の機能強化を図る。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 警察本部

暴力団の対立抗争、特殊詐欺被害、サイバー事案等の予断を許さない情勢や匿名・流動型犯罪グループの実態解明、大規模災害対策等の推進を踏まえ、警察力の強化に向けた体制整備に取り組む。

② 警察署

警察署再編地域の治安情勢等の検証結果を基に、更なる対策の可否を検討する。

③ 交番・駐在所

都市部を中心とした1人勤務の交番等の再編整備に取り組む。

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○警察署再編地域の検証	→ 地域住民の意見・要望や治安情勢等を検証し、更なる対策の可否を検討	検証結果等を踏まえ、更なる対策の可否を検討	

(5) その他行政委員会等

[県政改革方針]

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

2 職員

(1) 定員

[県政改革方針]

① 職員

ア 一般行政部門については、平成30年4月1日の職員数を基本としつつ、新たな行政課題・行政需要の変化に的確に対応できる業務執行体制を確保する。

定年引上げ期間中においては、一定の新規採用を継続的に実施するとともに、年齢構成の平準化に向け、経験者採用などを積極的に活用し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する。あわせて、定年引上げに伴い60歳以降も働く職員の幅広い職務における活躍を促し、かつ、その多様な知識や経験を積極的に活用する。

イ 業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置とする。

ウ 法令等により原則として配置基準が定められている警察官、教職員、医療職員、児童福祉司等について、基準に基づき適正に配置する。

② 会計年度任用職員

スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、業務のデジタル化等による業務改革を進めながら、業務量に応じて適正に配置する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 職員

ア 一般行政部門職員

令和6年4月1日の職員数については、平成30年4月1日の職員数を基本に配置する。

イ 法令等により原則として配置基準が定められている職員

警察官、教職員、児童福祉司等については、国の配置基準の改正等を踏まえ適正配置を行う。医療職員については、法令、診療報酬制度等の配置基準を基本に、診療機能の充実・高度化等に応じた適正配置を行う。

区 分	H30. 4. 1 ①	R5. 4. 1 現在 ②	R6. 4. 1 見込 ③	対前年度	
				対H30. 4. 1 ④(③-①)	対R5. 4. 1 ⑤(③-②)
一般行政部門職員	5,795	5,922	5,979	+184	+57
法令配置職員	125	211	225	※1 +100	+14
上記を除く職員	5,670	5,711	5,754	※2 +84	+43
教育部門					
法定教職員	32,443	32,117	32,418	△25	※3 +301
県単独教職員	547	547	547	0	0
事務局職員	414	400	398	△16	△2
警察部門					
警察官	11,763	11,745	11,792	+29	+47
警察事務職員	736	733	738	+2	+5
公営企業部門					
病院局					
医療職員	5,825	6,982	6,990	※4 +1,165	+8
その他の職員	359	418	418	※4 +59	0
企業庁職員	149	139	139	△10	0

【主な増員理由】

※1 児童福祉司・児童心理司の増（R1～R5：+86、R6：+14）

※2 定年引上げに伴う増（R6：+41）、体育施設に関する業務を教育部門から移管（R6：+2）、スポーツに関する業務を教育部門から移管（R5：+14）、感染症対策に係る保健師等の増（R3～R5：+27）

※3 35人学級の段階的導入及び特別支援学校の児童・生徒数の増による教職員の増等（R6：+301）

※4 定年引上げに伴う増（R6：+25）、西宮総合医療センター（仮称）開設準備等に伴う増（R6：+31）、はりま姫路総合医療センターの診療機能の充実に伴う増（R4～R5：+1,017）、加古川医療センター新型コロナウイルス感染症臨時重症専用病棟の整備・廃止（R3：+48、R6：△48）、丹波医療センターの開設に伴う医療職員の増（R1：+151）

【再任用短時間勤務職員】

区 分		R5. 4. 1 ①	R6. 4. 1 ②	増減 ③ (②-①)
一般行政部門職員		250	205	△45
教育部門	教 職 員	165	145	△20
	事務局職員	75	90	+15
警察部門	警 察 職 員	205	225	+20
	警察事務職員	25	25	0
公営企業部門	病院局職員	85	70	△15
	企業庁職員	10	5	△5

※短時間勤務職員は、通常の勤務時間数(38時間45分/週)を用いて、換算した人数

② 会計年度任用職員

ICT の積極的な活用等による業務の効率化を進めながら、業務量に応じて適正に配置するとともに、制度の円滑な運用を図る。

区 分		R5年度 ①	R6年度 ②	増減 ③ (②-①)	
一般行政部門職員		1,964	1,964	0	
教育部門	教 職 員	1,110	1,110	0	
	事務局職員	216	216	0	
警察部門	警 察 職 員	497	497	0	
	警察事務職員	103	103	0	
公営企業部門	病院局	医 療 職 員	1,999	1,999	0
		その他の職員	180	180	0
	企業庁職員	31	31	0	

※任期6月以上かつ週15時間30分以上勤務する人数(期末手当支給対象者)

(2) 給与

[県政改革方針]

① 特別職

- ア 本県の財政状況を踏まえ一定の給与抑制措置を行う。
- イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

- ア 本県の財政状況を踏まえ、管理職手当の減額を行いつつ、減額率については段階的な縮小を図る。
- イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。
- ウ 定年引上げ後の60歳に達した職員の給与制度について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

① 特別職

- ア 本県の財政状況を踏まえ、引き続き、次のとおり給与抑制措置を行う。

区分	給料	期末手当	退職手当	(参考) 年収削減額
知事	△ 6%	△ 5%	△ 5%	△132万円
副知事	△ 4%	△ 3%	△ 5%	△ 67万円
教育長等	△ 3%	△ 2%	—	△ 41万円
防災監等	△ 2%	△ 1%	—	△ 21万円

(参考) 知事及び副知事の給与の特例に関する条例に基づく給与抑制措置

知事及び副知事については、令和7年7月まで、次のとおり給与抑制措置を行う。

区分	給料	期末手当	退職手当	(参考) 年収削減額
知事	△ 30%(△6%)	△ 30%(△5%)	△ 50%(△5%)	△696万円(△132万円)
副知事	△ 15%(△4%)	△ 15%(△3%)	△ 25%(△5%)	△273万円(△67万円)

※ 上記①アの給与抑制措置（()書き再掲）を含む。

(参考) R5年度の議員の年収削減の状況

区分	削減額
議員	△ 48万円 (報酬△5%)

イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

(ア) 行政委員会非常勤委員の報酬見直し

行政委員会の非常勤委員報酬を月額制から日額制に見直す。

委員長 34,300 円/日 委員 30,000 円/日

② 一般職

ア 本県の財政状況を踏まえ、次のとおり給与抑制措置を行う。

主な職	管理職手当		(参考) 年収削減額		(参考) 全体削減額 [※]	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6
部長	△ 12%		△ 19万円		△0.1億円	
次長	△ 12%		△ 15万円		△0.4億円	
課長	△ 12%		△ 12万円		△2.1億円	
副課長	△ 8%		△ 6万円		△1.2億円	

※全体削減額には共済費負担金含む。

イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。

ウ 定年引上げ後の 60 歳に達した職員の給与制度について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

3 新しい働き方の推進

[県政改革方針]

新しい働き方推進プランに基づく5つの取組を推進し、県庁の組織パフォーマンスの最大化を図り、県民本位で質の高い行政サービスを実現する。

(1) 柔軟で多様な働き方の推進

テレワークや時差出勤・フレックスタイム制の更なる活用を進め、職員一人ひとりのライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方により、効率的・効果的な行政運営を推進する。

(2) 休暇・休業制度の活用促進

年次休暇や育児休業など休暇・休業制度の活用を促進し、職員の健康増進や育児・介護等と仕事の両立を支援するとともに、男女がともに活躍できる職場づくりを推進する。

(3) 超過勤務の縮減

適切な労働時間の管理や業務の効率化等により超過勤務を縮減し、生み出した時間を活用して企画・立案など創造的な業務の充実や職員のワークライフバランスの向上を図る。

(4) ICTを活用した業務改革の推進

電子決裁の徹底や行政手続のオンライン化等、ICTを最大限生かして業務のペーパーレス化や行政手続の簡素化を促進し、県民等の利便性向上と職員の業務効率化を推進する。

(5) 職員の意識改革・職場風土の醸成

幹部職員による率先行動や職員研修等を通じて、職員の意識改革や職場風土の醸成を進め、全庁が一丸となって新しい働き方を推進する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

(1) 柔軟で多様な働き方の推進

① テレワークの更なる活用

テレワークの更なる活用により、効率的・効果的な行政運営を推進する。本庁においては、4割出勤の実現を目指した各種のトライアルを展開する。

ア テレワークやフリーアドレスを積極的に活用しながら業務を行う「新しい働き方モデルオフィス」の実施期間を延長し、業務繁忙期における課題の検証を実施

イ 職場勤務や在宅勤務に加え、サードプレイス（サテライトオフィスやコワーキングスペース）を最大限に活用したトライアルを実施

ウ 場所にとらわれない柔軟な働き方を推進するために、庁舎外でも利用可能なモバイルPCや公用携帯電話の導入を順次実施

エ テレワーク中の職員が、本庁窓口の来庁者にオンラインで対応するために必要な環境整備や運用方法等を検討

オ 職員のチームワークを高め、質の高い行政サービスを提供するため、ICTを活用した効果的なコミュニケーションスキルの習得に向けた研修を実施

② 県庁舎のあり方検討

モデルオフィスでの検証結果や4割出勤の取組・財政状況等を踏まえて県庁舎のあり方を検討

③ 時差出勤・フレックスタイム制の更なる活用

時差出勤（A・B・E・L勤務）を引き続き活用するとともに、フレックスタイム制について申請手続の簡素化や勤務時間の更なる柔軟化を実施

(2) 休暇・休業制度の活用促進

① 年次休暇の取得促進

年次休暇の取得目標を設定するとともに、部局ごとの取組状況を共有

(参考) 年次休暇の取得に関する目標 [知事部局等*の状況]

区分	目標(達成時期 R6 年度)	R4 年度実績
取得日数5日以上の職員数	100%	77.5%

* 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く）

② 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援

- ア 短期の育児休業に対するフォローアップ体制を拡充（短期育休業務支援員の増員）
- イ 育休職員の円滑な復帰支援に向け、職場の現状等に関する情報提供手段を拡充
- ウ 特定の職員に依存しない業務体制づくりを推進するため、ガイドラインに基づいた各所属における業務マニュアル・引継書の再整備を促進

(参考) 育児に係る休暇・休業の取得に関する目標 [知事部局等※の数値目標]

項目	目標	達成時期	R4年度実績
男性の育児休業の取得率	30% (希望者の100%)	R7年度	61.4% (希望者の100%)
配偶者の出産補助休暇の取得率	100%		100%
男性の育児参加休暇の取得率	100%		100%

※ 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く）

(3) 超過勤務の縮減

- ① 超過勤務の縮減目標を設定するとともに、四半期毎に進捗状況の共有・進行管理を実施
- ② 全庁に影響を与える業務分野について、業務縮減に繋がる具体的な見直しを実施
- ③ 各部局長等のマネジメントの下、部内等での柔軟な業務執行体制（他所属からの応援派遣）を整備するとともに、応援実績を評価や人事管理に反映
- ④ 給与・旅費等にかかる全庁共通の総務事務について集約を検討

(参考) 超過勤務の縮減目標 [知事部局等※の数値目標]

区分	R5目標	R4年度実績
職員一人1月当たりの平均超過勤務時間	10時間以下	10.2時間
年間540時間超の職員数	0人	31人

※ 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く）

(4) ICTを活用した業務改革の推進

① ペーパーレス化の推進

- ア 電子決裁を徹底し、電子決裁率100%を達成（例外文書は除く）
- イ 契約書、通知文書等について、電子署名・電子公印を活用した電子化を本格実施
- ウ 公文書のデータ管理を徹底し、令和4年度比でコピー用紙の使用量を50%削減
- エ 給与関連事務をペーパーレス化するため、給与システムの決裁機能を拡充
- オ 財務会計システムの改修及び補助金申請システムの構築により、物品購入等における請求・支払や補助金にかかる一連の業務のオンライン化と効率化を推進

② 行政手続の簡素化の推進

- ア 実現性・効果性の高い行政手続のオンライン化を引き続き推進。オンライン化した手続については、利便性や操作性の更なる向上を図り、業務効率化やオンラインでの利用を促進
- イ AI (Chatbot)、RPA、ノーコードツールにより定型業務等の効率化を推進
- ウ 業務効率化に有効なICTツールの活用方法について、庁内向けマガジンや掲示板等で情報発信するとともに、研修や動画作成を行い、職員のICTリテラシー向上を促進
- エ 収入証紙による手数料納付手続は、引き続き電子納付化を推進（目標：令和7年度末までに主要手続は全て電子納付化）
また、窓口へのキャッシュレス端末の導入拡大や納入通知書の電子納付導入等、収納全般でキャッシュレス決済を推進・拡大

(5) 職員の意識改革・職場風土の醸成

① 新しい働き方を推進する意識の向上

- ア 研修等を通じて、新しい働き方が目指す姿や制度・業務手法等について理解を深め、職員一人ひとりの自発的・主体的な取組を促進
- イ 職員自身が理想とする働き方を考え、上司・部下間で定期的実施する面談の中で管理・監督職と共有
- ウ 各所属における組織的な取組の着実な実施を促進するため、推進体制や仕組みを構築

② 職員の意見や要望等の反映

- ア 新しい働き方推進委員会に「若手職員提言部会」を設置し、今後の県政を担う若手職員の目線から、取組状況の検証と対策の提言を実施
- イ 全職員を対象にエンゲージメント（職場貢献意欲）調査を実施し、管理監督職のマネジメントを見直す機会を提供するとともに、エンゲージメントの更なる向上に向けた取組を実施

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○柔軟で多様な働き方の推進 ・4割出勤の実現に向けた取組 ・フレックスタイム制の柔軟化	→ → → モデルオフィス サードプレイスを の実施期間を延長 活用したトライアル → モバイルPC・公用 携帯の順次導入 → 制度設計・試行実施	→ → → 場所にとらわれない 本格実施	→ → → 柔軟な働き方の推進
○休暇・休業制度の活用促進 ・年次休暇の取得促進 ・出産・育児等と仕事の両立支援	→ → → 目標 実績共有・検証 設定	→ → → 目標 実績共有・検証 設定	→ → → 目標 実績共有・検証 設定
○超過勤務の縮減 ・超勤縮減目標の設定と進行管理 ・全庁に影響を与える業務の見直し	→ → → 目標 実績共有・検証 設定 (四半期ごと)	→ → → 目標 実績共有・検証 設定 (四半期ごと)	→ → → 目標 実績共有・検証 設定 (四半期ごと)
○ICT を活用した業務改革の推進 ・行政手続オンライン化の推進 ・電子契約・電子公印の導入 ・キャッシュレス決済の推進	→ → → 導入準備	→ → → 本格運用	→ → → 電子納付対象手続数・キャッシュレス端末台数の拡大、納入通知書の電子納付導入
○職員の意識改革・職場風土の醸成 ・エンゲージメント（職場貢献意欲）の向上	→ → → 導入準備	→ → → 調査・改善策の実施（調査は年2回）	→ → →

4 人材育成

[県政改革方針]

新たな人材育成に関する基本方針を策定し、「求められる職員像」を定めるとともに、その実現に向け、採用、育成、配置、評価、処遇といった人事施策全般を通じた総合的な人材育成に取り組む。

(1) 優秀で多様な人材の確保

- ① 優秀で多様な人材の確保に向け、職員採用試験の見直しや採用広報活動の強化を行う。
- ② 多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、民間人材の県政への参画を積極的に促進する。

(2) 職員の能力向上

- ① 各職場における効果的なOJTの実施や、時代に即した研修計画の見直しを行うとともに、職員の能力向上に配慮したジョブローテーションを実施する。
- ② 職員の知識・経験の幅を広げるとともに、新たなネットワーク形成を進めるため、民間企業等との人事交流を積極的に推進する。

(3) 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置

- ① 職員一人ひとりが高いモチベーションを保ち、最大限の能力を発揮していくため、庁内公募を実施するなど職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置を推進する。
- ② 専門的な知識や経験が必要な特定の業務分野については、スペシャリストを計画的に育成する人事配置を推進する。

(4) 職員の挑戦と成長を促す人事評価

職員にチャレンジングな業務への挑戦を促し、勤務実績を踏まえた適切なフィードバックを行う等、職員の更なる成長とモチベーションの向上に繋がる人事評価を実施する。

(5) 女性活躍の推進

女性ロールモデルの情報発信や女性職員同士のネットワークづくり、キャリアアップ研修の充実等により女性職員のキャリア形成を支援するとともに、積極的な登用を行う。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

(1) 優秀で多様な人材の確保

① 職員採用試験の見直し

民間企業併願者も含め幅広い層の受験を可能とするため、事務系職種について更なる受験者の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、技術系職種については引き続き通年採用を実施（春・秋の年2回）

② 採用広報活動の強化

様々な職種、業務分野、地域で働く若手職員が、県庁の業務に興味のある大学生等と直接対話し、職場見学できる場を提供する「採用サポーター制度」を推進

③ 民間人材の積極的な活用

外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業（DX、観光振興等）において、複業人材を含めた民間人材を積極的に活用

(2) 職員の能力向上

① 効果的な職員研修の実施

階層別研修による各職位に必要な職務遂行能力の養成、特別研修による業務に応じた専門知識、課題対応力の習得を促進

R6年度の新たな取組	「自律的な学びの促進」として、職員一人ひとりが自身に必要な「学び」を考え選択できる研修環境を整備 ①「HYOGO's WAY」の実践に役立つ特別研修の新設 ②各階層で実施している指名型の研修をスリム化するとともに、希望する職員が受講する研修を選択できる「特別研修」を拡充 ③主任・主査級における単位制の導入
------------	--

② 民間企業等との人事交流

公民連携プラットフォーム等の活用により、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野での人事交流を推進

③ 地域社会での活躍の促進

職員が公務外での活動を通じて幅広い経験と多角的な視野を養うとともに、民間企業や地域団体等とのネットワーク構築を促進するため、「社会参画サポート制度」の活用を促進
※企業・団体の活動や地域活動等に従事する場合の許可基準と運用を明確化

(3) 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置

① 職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置

職員一人ひとりが高いモチベーションを保ち、最大限の能力を発揮していくため、職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置を推進

自律的なキャリア形成	・職員がこれまでの培ってきた経験やスキルを見つめ直し、自身のキャリアビジョンの実現に向けた取組等を記載する「キャリアビジョンシート」を導入 ・職員がキャリアビジョンを描く際の道標として「職種別キャリアガイド」を明示
キャリア形成支援制度	職員のキャリアの可能性を広げるため、または職員が主体的に描いたキャリアビジョンを実現させるための制度として、「兵庫県マルチワークプログラム」や「キャリアチャレンジプログラム」を積極的に活用

② 職員の専門性を高める人事配置

特定分野に深い経験・知識を持ったスペシャリストを計画的に育成していくため、希望する職員が自ら選択した職務分野に軸足を置いて職務を行う「スペシャリスト育成プログラム」を推進

③ 組織や職員に関する多様なデータの効果的な活用

職員の能力や適性が最大限発揮できる人事配置に向け、業務内容や職員のスキル、経験の可視化など、組織や職員に関する多様なデータを効果的に分析・活用する手法を研究

(4) 職員の挑戦と成長を促す人事評価

① 新たな評価指標の設定

職員のモチベーション向上を図り、挑戦と成長を促す人事評価とするために、職位ごとに定めた求められる職務行動を評価指標として活用するとともに、評価結果を昇給、手当、表彰等に適切に反映

② 多様な視点からの評価

管理監督職が、部下からの視点を踏まえて自らの職務行動について再考し、マネジメント力の向上を図ること等を目的として、エンゲージメント調査を実施

(5) 女性活躍の推進

女性ロールモデルの情報発信や女性職員同士のネットワークづくり、キャリアアップ研修の充実等により女性職員のキャリア形成を支援するとともに、積極的な登用を実施

【参考：女性登用の目標】 [知事部局等^{※1}の数値目標] ^{※2}

項目(案) ※当該職に占める女性割合	目標	達成時期	R5.4 実績
本庁部局長相当職	10%	R7.4	14.0%
本庁課長相当職	20%		18.3%
本庁副課長相当職	20%		18.3%
本庁班長・主幹相当職	30%		27.3%
採用者に占める女性割合	45%	R3.4～R7.4	45.5%

※1 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く。）

※2 目標は、「第4次兵庫県男女共同参画計画」及び「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」において規定

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○職員の意欲と適性を踏まえた人事配置 ・キャリアビジョンを踏まえた人事配置 ・専門性を高める人事配置	キャリアビジョンシート 職員の導入	キャリアビジョンを踏まえた人事配置の推進	→
	マルチワークプログラム、キャリアチャレンジプログラムの活用		→
○職員の挑戦と成長を促す人事評価 ・新たな評価指標の設定 ・多様な視点からの評価		職員の専門性を高める人事配置の推進 スペシャリスト育成プログラムの活用	→
		新たな評価指標に基づく人事評価、面談の実施	→
		エンゲージメント調査の実施による職場環境の把握・改善と 管理監督職が自らのマネジメントを見直す機会の創出	→

5 地方分権への取組

[県政改革方針]

(1) 地方分権改革の推進

- ① 国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、自治立法権の拡充・強化や地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等に向け、本県独自の働きかけに加え、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体等とも連携を図りつつ、国への働きかけを積極的に推進する。
- ② 地方税財源の充実強化に向け、地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現に向けた税財政措置等を要請する。
- ③ 市町における専門人材の確保育成を図るため、人事交流や併任等を必要に応じて実施し、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、県から市町への権限移譲を推進する。

(2) 関西広域連合による取組の推進

- ① カウンターパート方式による大規模災害発生時の被災地支援や、関西全域をカバーするドクターヘリの運行など、7つの広域事務を着実に実施する。
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次なる感染症に備えた対策の充実・強化を図る。
- ③ 構成府県市の公設試と域内大学・研究機関など多様な機関との連携による「関西広域産業共創プラットフォーム事業」を推進し、中堅・中小企業の事業化支援など関西の産業力強化に取り組む。
- ④ 2025年大阪・関西万博に向けた取組、ワールドマスターズゲームズ2027関西JAPANの開催への機運醸成等について、構成府県市で連携協力し対応する。
- ⑤ 防災庁の創設や政府関係機関の地方移転など、国土の双眼構造の実現に向けた取組を推進し、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを顕示する。
- ⑥ 第5期広域計画に基づき、広域課題解決に向けた対応の更なる深化を図るとともに、経済界や国、市町村など様々な主体と連携しながら、関西全体の活性化に取り組む。

(3) 規制改革の推進

- ① 関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区、あわじ環境未来島特区を活用し、産業の国際競争力強化や地域活性化を推進する。また、国に対し更なる特例措置の創設を働きかける。
- ② 企業等の事業活動の妨げとなっている県及び県内市町独自の規制の見直しや、県民サービスの向上、行政のデジタル化の推進につながる行政手続の簡素化等に取り組む。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

(1) 地方分権改革の推進

国から地方への事務・権限の移譲等や、地方税財源の充実強化に向けた地方税体系の抜本的な見直し、地方一般財源総額の充実確保等について、本県独自の働きかけに加え、下記団体と連携して国への働きかけを積極的に推進

① 兵庫県としての働きかけ

ア 事務・権限移譲等の推進

(ア) 国から地方への事務・権限の移譲等の推進

「提案募集方式」を活用し、地方の実情に応じた施策実施が可能となるように、更なる事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し、計画策定に関する負担軽減等を国へ提案

(イ) 県と市町の役割分担を踏まえた権限移譲の推進

「県から市町への権限移譲検討会議」等を通じて、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、一層の権限移譲を進めるとともに、移譲に向けた専門人材の人事交流、併任等を必要に応じて実施

イ 地方税財源の充実強化

地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル社会の実現に向けた税財政措置等について提案活動を実施

② 全国知事会としての働きかけ

- ・地方税財政常任委員会・地方分権推進特別委員会を開催し、提言等を取りまとめ、国への働きかけを実施
- ・本県が幹事長を務める国民運動本部を通じて、地方が抱える諸課題の解決策を国に提案

③ 関西広域連合としての働きかけ

提案をとりまとめ、国への働きかけを実施

(2) 関西広域連合による取組の推進

① 広域事務等の着実な実施

- ・第5期広域計画（計画期間：令和5～7年度）に基づき、広域防災など7分野の広域事務及び企画調整事務を着実に実施
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した政府の行動計画やガイドラインの改定を踏まえ、関西防災・減災プラン「感染症対策編（新型インフルエンザ等）」の見直しを実施
- ・「ビジネスしやすい関西」をめざし、自治体ごとに異なる事業の手続きや規制について、広域的な様式・基準の統一を推進
- ・中堅・中小企業の事業化支援など関西の産業力強化に取り組むため、構成府県市の公設試と域内大学・研究機関など多様な機関との連携による「関西広域産業共創プラットフォーム事業」を推進
- ・2025年大阪・関西万博に向けた取組、ワールドマスターズゲームズ2027 関西 JAPAN の開催に向けた機運醸成等について、構成府県市で連携協力して対応

② 分権型社会の実現に向けた取組

- ・提案募集方式を活用し、大括りの事務・権限の移譲を引き続き国へ求めるとともに、広域連合に対し実証実験的に権限移譲を行うことなど、新たな地方分権改革の手法等を提案
- ・国土の双眼構造の実現に向け、関西への移転が実現している文化庁（京都府）、消費者庁新未来創造戦略本部（徳島県）、総務省統計局統計データ利活用センター（和歌山県）等との連携・協力を図り、政府機関等の関西へのさらなる移転を働きかけるとともに、防災庁の創設について国への提案を実施

(3) 規制改革の推進

① 特区制度の推進

ア 関西圏国家戦略特区

国家戦略特区法等で定められている既存の規制緩和メニューの活用を進めるとともに、民間事業者等のニーズに応じて新たな規制緩和メニューの創設を国に提案

イ 関西イノベーション国際戦略総合特区及びあわじ環境未来島特区

(ア) 関西イノベーション国際戦略総合特区

第3期特区計画（令和4～8年度）に基づき、先進的な研究開発、製品化・事業化への展開、国際競争拠点形成に向けた取組を推進

(イ) あわじ環境未来島特区

第3期特区計画（令和4～8年度）に基づき「持続する環境の島」の実現に向けた取組を推進

- ・事業者等による太陽光発電設備の導入促進など再生可能エネルギーの利用を促進
- ・環境にやさしい移動ツールとして島内住民へのEV（電気自動車）の普及を促進するとともに、水素エネルギーの利活用方策を検討

② 県及び市町が設ける規制の改革の推進

有識者からなる県規制改革推進会議を設置し、社会・経済構造の変化への対応が遅れ地域活性化の支障となっている県及び市町の独自規制の見直しや、県民サービスの向上につながる行政手続の簡素化等の取組を推進

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6年度	R7年度	R8年度
○地方分権改革の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・県としての働きかけ ・関係団体と連携した働きかけ 	➤
○関西広域連合による取組の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・広域事務等の着実な実施 ・分権型社会の実現に向けた取組 	➤
○規制改革の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・特区事業の認定・推進 ・新たな規制緩和の提案 	➤

Ⅲ ひょうご事業改善レビューの実施

[県政改革方針]

イノベーション型の行財政運営の実現を目指す取組の一環として、「ひょうご事業改善レビュー」を実施し、外部有識者の意見等を踏まえて施策改善を図る。また、結果を公表することで県政の透明性を高め、県民ボトムアップ型県政を推進する。

(具体的な取組内容（令和6年度）)

1 実施概要

対象事業を選定の上、自己評価や、外部有識者の意見等を踏まえて施策改善を図る「ひょうご事業改善レビュー」を実施。自己評価に加え、外部委員会意見等を翌年度当初予算編成に向けた施策検討や予算要求に反映させることで、施策のPDCAサイクルの実現と、職員の政策形成能力の向上とデータ等の合理的根拠に基づく政策立案（EBPM）の定着を図る。

2 対象事業

下記の要件を満たす事業から選定

- ・ 現行実施している事務事業評価の対象事業（事業費 500 万円以上の政策的事業）
- ・ 事業実施から相当年数経過している事業
- ・ 各部において改善を図ろうとする事業 等

3 外部委員会委員

地方行財政等に知識経験を有する外部有識者

【主な取組の工程表（R6～R8）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
○ひょうご事業改善レビューの実施	<p>【毎年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業の選定、レビューシート作成（～5月） ・ 外部委員会の開催（7～8月） ・ 外部委員会意見の公表（10月） ・ 翌年度当初予算等へ反映 		→